

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成24年9月26日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【事務連絡者氏名】 長谷川 英男  
連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号

【電話番号】 03-5695-2111

【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 ダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファン  
ド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）  
ダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファン  
ド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）  
ダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファン  
ド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）  
（総称を「ダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド  
債券ファンド（通貨選択型）」とします。）

【届出の対象とした募集内  
国投資信託受益証券の金  
額】 継続申込期間（平成24年9月27日から平成25年9月26日まで）  
各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限  
とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)アジア通貨・コース(毎月分配型)

(注1) 以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

(注2) 上記を、それぞれ「日本円・コース」、「ブラジル・リアル・コース」、「アジア通貨・コース」という場合があります。

(注3) 上記の総称を「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)」とします。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

#### <スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かさせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

#### （「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」の構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

平成24年9月27日から平成25年9月26日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとし、

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとし、申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

## (12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

次のイ・およびロ・に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込み（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。

イ・香港の銀行、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ・前イ・のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日（ ）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。以下同じ。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（ ）の取扱いとなります。

（ ）前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が当該ファンドの換金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受け付けを中止することがあります。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 社債 低格付債））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	アジア
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 社債 低格付債））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	アジア
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド

- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「債券 社債」...目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「低格付債」...目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」...目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「アジア」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」...目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

## 商品分類表

〈日本円・コース〉

〈ブラジル・リアル・コース〉

〈アジア通貨・コース〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

〈日本円・コース〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ( )		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券) (債券 社債 低格付債)				
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分表

〈ブラジル・リアル・コース〉

〈アジア通貨・コース〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (債券 社債 低格付債)		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( )	日々	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ( )	中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

## 〈信託金の限度額〉

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## 〈ファンドの特色〉

## 1 アジアのハイ・イールド債券に投資します。

- アジアのハイ・イールド債券の運用は、フィデリティが行ないます。
- フィデリティ独自のグローバル・リサーチ・ネットワークを活用し、ボトム・アップ・アプローチを重視した運用を行ないます。

## 2 為替ヘッジ取引を活用します。

- 「為替ヘッジプレミアム/ヘッジコスト」が生じます。

## 3 為替ヘッジ取引の対象通貨が異なる3つのコースがあります。

- 各コースは、保有資産について為替ヘッジ取引を行ない、為替ヘッジ取引の対象通貨で実質的な運用を行ないます。

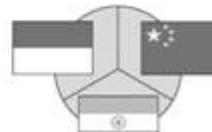
日本円・コース  
米ドル売り/日本円買い



ブラジル・レアル・コース  
米ドル売り/ブラジル・レアル買い



アジア通貨・コース  
米ドル売り/アジア通貨買い



※アジア通貨とは、中国元、インド・ルピーおよびインドネシア・ルピアをいいます。  
※3つのコースの間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。

## 4 毎月3日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

1

## アジアのハイ・イールド債券に投資します。

- ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、BB格相当以下※の債券（ハイ・イールド債券）に投資します。

※ムーディーズでBa1以下またはS&PでBB+以下もしくはフィッチでBB+以下。無格付けを含みます。

## ハイ・イールド債券とは

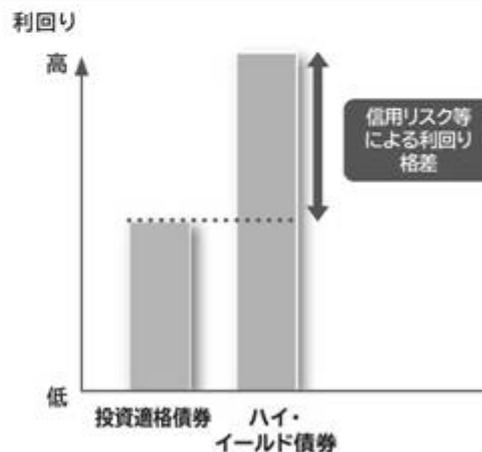
- ◆格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債のことです。
- ◆一般に、投資適格債券と比較して信用リスク<sup>(※)</sup>が高い反面、利回りが高いという特徴があります。  
(※)発行体の財務内容の悪化等により、債券の元本、利息の支払いが滞ったり支払われなくなるリスクのこと。

## 信用リスクと債券の格付けについて

信用リスク	格付け		
	ムーディーズの場合	S&Pの場合	フィッチ・レーティングスの場合
低い ↑ 投資適格債券	Aaa	AAA	AAA
	Aa	AA	AA
	A	A	A
	Baa	BBB	BBB
↓ 高い ハイ・イールド債券	Ba	BB	BB
	B	B	B
	Caa	CCC	CCC
	Ca	CC	CC
	C	C	C
		D	D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やスタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

## 投資適格債券とハイ・イールド債券の利回り



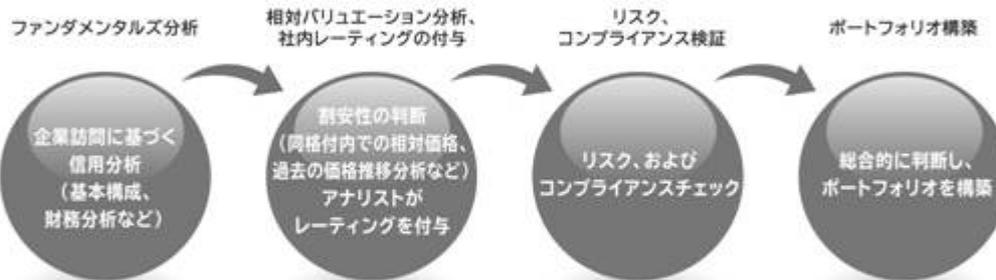
※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

## ●アジアのハイ・イールド債券の運用は、フィデリティ※が行ないます。

※FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドが運用を担当します。

フィデリティ独自のグローバル・リサーチ・ネットワークを活用し、ボトム・アップ・アプローチを重視した運用を行ないます。

### フィデリティにおける運用について



### フィデリティについて

FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年に設立され、世界の主要な拠点（北米を除く）において個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。

## 2 為替ヘッジ取引を活用します。

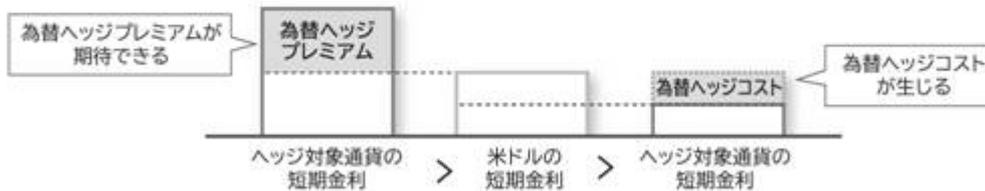
### ●為替ヘッジ取引を行なうことにより、「為替ヘッジプレミアム/ヘッジコスト」が生じます。

#### 為替ヘッジプレミアム/ヘッジコストについて

- ◆為替ヘッジ取引の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合、「為替ヘッジプレミアム（金利差による収益）」が期待できます。
- ◆為替ヘッジ取引の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも低い場合、「為替ヘッジコスト（金利差によるコスト）」が生じます。

$$\text{為替ヘッジプレミアム/ヘッジコスト（金利差による収益/コスト）} = \text{ヘッジ対象通貨の短期金利} - \text{米ドルの短期金利}$$

◆日本円 ◆ブラジル・レアル ◆アジア通貨



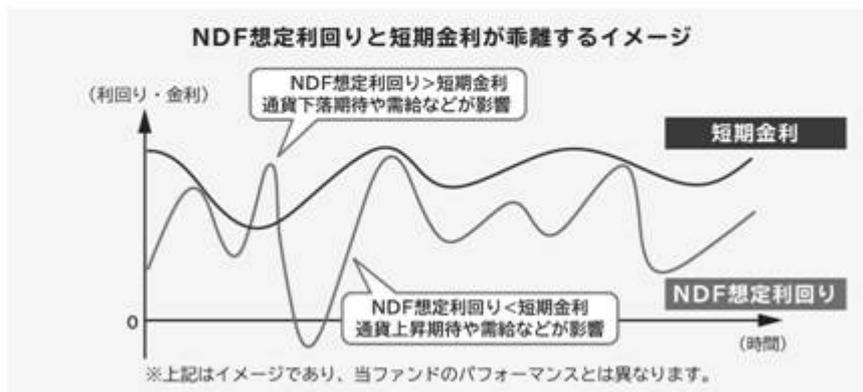
※上記はイメージであり、実際の為替ヘッジプレミアム/ヘッジコストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

※ヘッジ対象通貨が新興国通貨の場合、為替ヘッジ取引を行なう際にNDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替ヘッジ取引を行なう際、為替ヘッジプレミアム/ヘッジコストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

#### NDF取引とは

- ◆ヘッジ対象通貨を用いた受け渡しは行わず、主に米ドルによる差金決済を相対で行なう取引です。
- ◆NDF取引価格から算出される“NDF想定利回り”は、規制により裁定が働きづらいため、需給や市場参加者の期待などの要因により、理論上期待される短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。
- ◆市場参加者の通貨上昇（下落）期待や需給などにより、NDF想定利回りは低くなる（高くなる）可能性があります。NDF想定利回りの変動は、為替ヘッジプレミアムの減少（増加）要因であり、場合によっては為替ヘッジコストとなるケースもあります。



3

**為替ヘッジ取引の対象通貨が異なる3つのコースがあります。**

- 各コースは、保有資産について為替ヘッジ取引を行ない、為替ヘッジ取引の対象通貨で実質的な運用を行ないます。

※投資対象とする外国投資信託において、ポートフォリオは、為替ヘッジ取引を活用し、実質的な米ドル建て資産の保有比率を高位に維持することを基本とします。

**日本円・コース**

**原則、米ドル売り／日本円買いの為替ヘッジ取引を行ないます。**



為替変動リスクの低減を図ります。  
ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

**ブラジル・リアル・コース**

**原則、米ドル売り／ブラジル・リアル買いの為替ヘッジ取引を行ないます。**



ブラジル・リアルの対円レートの 上昇（円安）／下落（円高） により、  
為替差益／為替差損 が生じます。

**アジア通貨・コース**

**原則、米ドル売り／アジア通貨買いの為替ヘッジ取引を行ないます。**



アジア通貨の対円レートの 上昇（円安）／下落（円高） により、  
為替差益／為替差損 が生じます。

※「アジア通貨・コース」では、中国元、インド・ルピー、インドネシア・ルピアに  
おおむね均等で為替ヘッジ取引を行ないます。

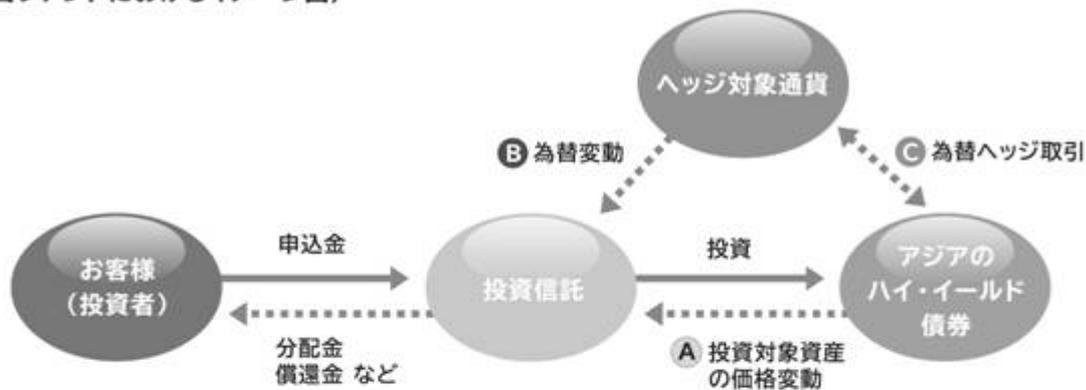
- 各ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

## 通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- ◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替ヘッジ取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〈当ファンドにおけるイメージ図〉



- ◆当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

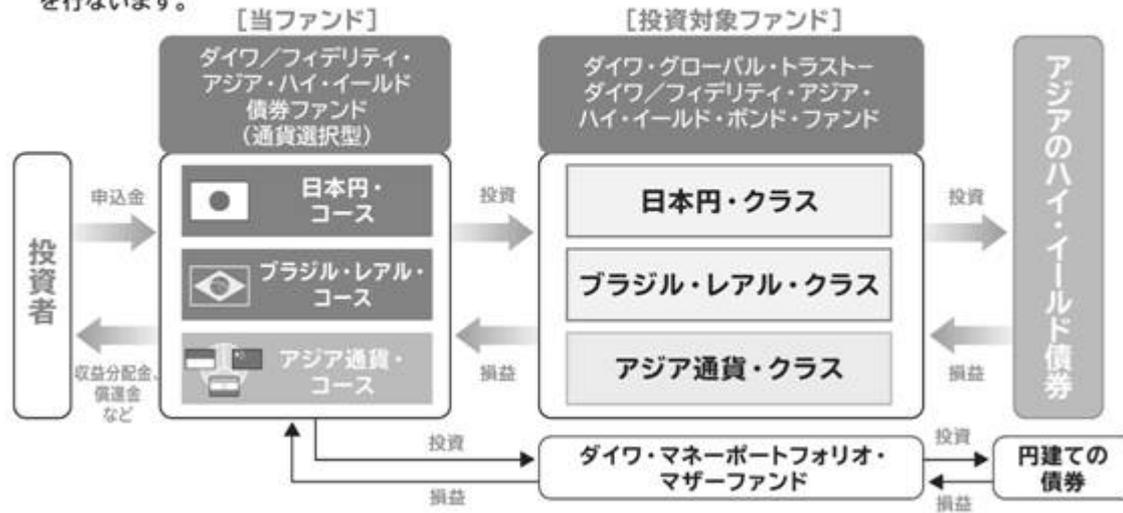
	A	B	(注) C
収益の源泉	アジアのハイ・イールド債券の 利子収入、 値上がり/値下がり	為替差益/差損	為替ヘッジプレミアム/ コスト
収益を得られる ケース	・金利の低下 債券価格の上昇、利子収入	・円に対してヘッジ対象通貨高 為替差益の発生	ヘッジ対象通貨 > 米ドルの 短期金利 ヘッジプレミアムの発生
損失や コストが 発生する ケース	債券価格の下落 ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	為替差損の発生 ・円に対してヘッジ対象通貨安 ※「日本円・コース」を除きます。	ヘッジコストの発生 ヘッジ対象通貨 < 米ドルの 短期金利

(注) ヘッジ対象通貨が新興国通貨の場合、為替ヘッジ取引を行なう際にNDF取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替ヘッジ取引を行なう際、為替ヘッジプレミアム/ヘッジコストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

## ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ 外国投資信託の受益証券を通じて、アジアのハイ・イールド債券に投資し、保有資産について為替ヘッジ取引を行いません。



※3つのコースの間でスイッチング(集換え)を行なうことができます。

※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

## 4 毎月3日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

### 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### 収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

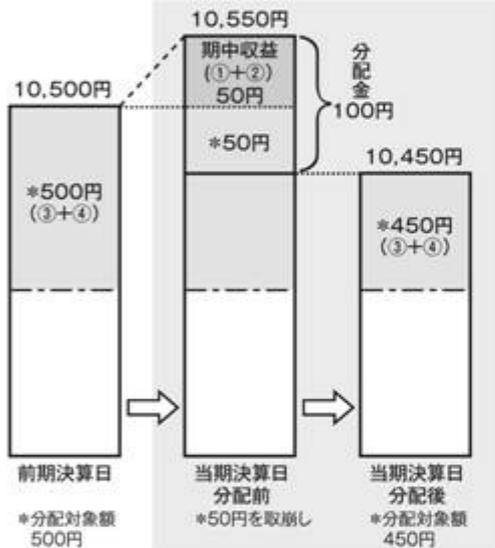
投資信託で分配金が  
支払われるイメージ



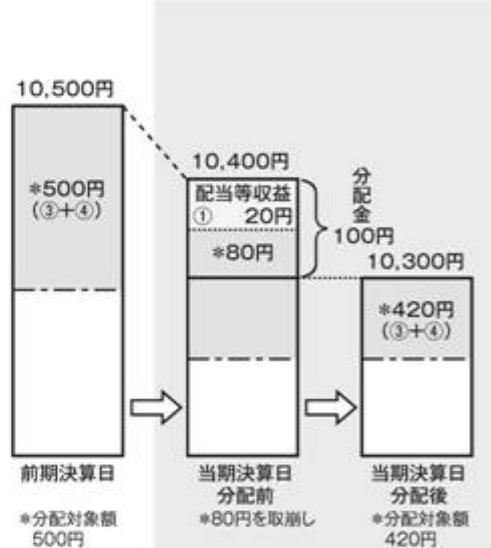
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

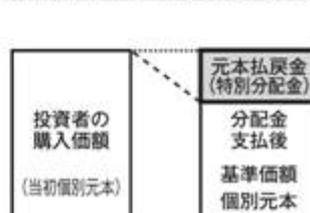
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

### < 投資対象ファンドの概要 >

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」の受益証券（円建）について

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」の受益証券（円建）について

ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」の受益証券（円建）について

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
運用の基本方針	主として、アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。
主要投資対象	アジアのハイ・イールド債券
運用方針	<p>1. 主として、アジアのハイ・イールド債券（ ）に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。</p> <p>当ファンドにおいて、アジアのハイ・イールド債券とは、ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、BB格相当以下（ムーディーズでB a 1以下またはS &amp; PでBB+以下もしくはフィッチでBB+以下、無格付けを含みます。）の債券をいいます。</p> <p>2. 運用にあたっては、以下の点に留意します。</p> <p>(a) 投資対象は、主にアジアのハイ・イールド債券とします。</p> <p>(b) フィデリティ独自のグローバル・リサーチ・ネットワークを活用し、ボトム・アップ・アプローチを重視した運用を行ないます。</p> <p>(c) デリバティブ取引についてはヘッジ目的に限定されず運用の効率化を図るため積極的に利用する場合があります。</p> <p>(d) ポートフォリオは、為替ヘッジ取引を活用し、実質的な米ドル建て資産の保有比率を高位に維持することを基本とします。ただし、為替市場の流動性および規制等から一部の通貨に対して為替ヘッジ取引を行わない場合があります。</p> <p>3. 原則として、為替ヘッジ取引を活用して、各通貨クラスの対象通貨で実質的な運用を行ないます。</p> <p>日本円・クラス：米ドル売り / 日本円買い  ただし、一部の通貨建て資産については、為替ヘッジ取引を行わない場合があるため、為替変動リスクは完全には排除できません。</p> <p>ブラジル・レアル・クラス：米ドル売り / ブラジル・レアル買い  ただし、一部の通貨建て資産については、為替ヘッジ取引を行わない場合があるため、ブラジル・レアル以外の為替変動の影響を受けることがあります。</p> <p>アジア通貨・クラス：米ドル売り / アジア通貨買い  次の取引を3分の1程度ずつ行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米ドル売り / 中国元買い</li> <li>・米ドル売り / インド・ルピー買い</li> <li>・米ドル売り / インドネシア・ルピア買い</li> </ul> <p>ただし、一部の通貨建て資産については、為替ヘッジ取引を行わない場合があるため、中国元、インド・ルピー、インドネシア・ルピア以外の為替変動の影響を受けることがあります。</p> <p>4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	2011年7月22日
信託期間	無期限
決算日	12月の最終営業日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.72%程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

当ファンドにおけるアジアには、オセアニア・中東・ロシア等を含める場合があります。

「ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド」について  
 ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(所在地:英国 ロンドン)は、1987年にロンドンにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。  
 主として、債券(事業債やエマージング債券を含みます。)に投資するファンドや外貨MMFの運用を行なっています。

「FIL・インベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド」については、「ファンドの特色」 1  
 「フィデリティについて」をご参照ください。

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の受益証券について

形態/表示通貨	国内籍の証券投資信託/円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
設定日	平成21年 4月23日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日(休業日の場合翌営業日)
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

## (2) 【ファンドの沿革】

平成23年7月22日 信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

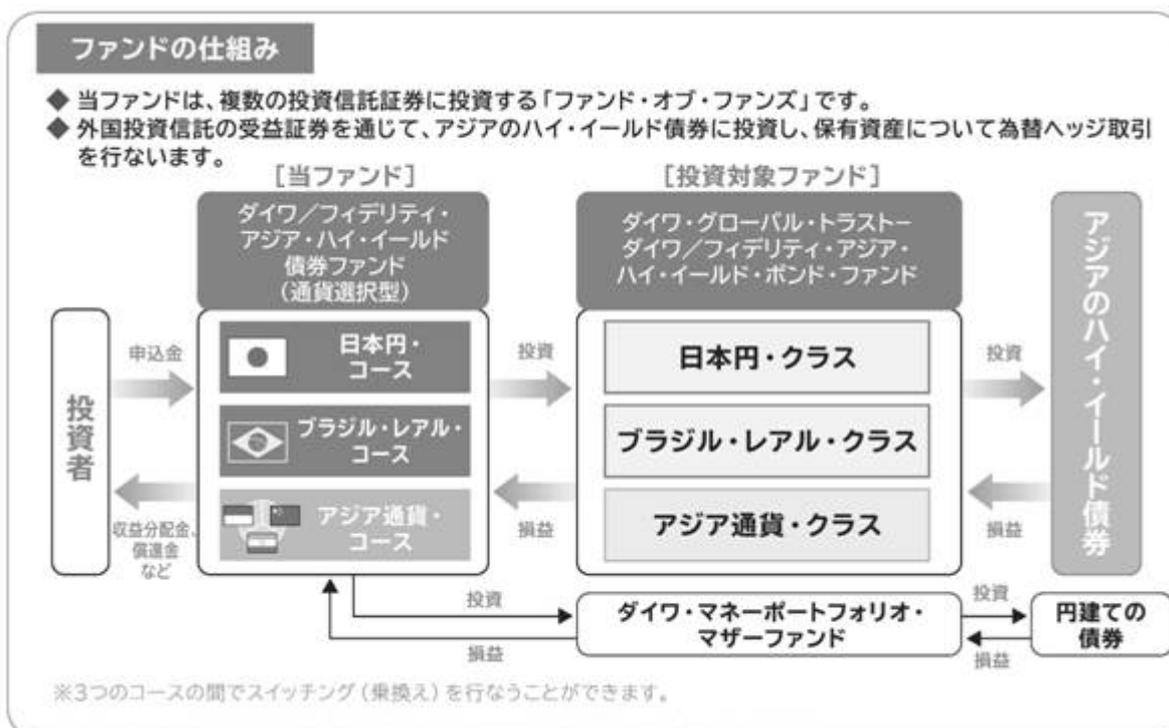
受益者	お申込者
	収益分配金(注)、償還金など お申込金(3)
お取扱窓口	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(1)に基づき、次の業務を行ないます。  受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金(3)

<p>委託会社</p>	<p>大和証券投資信託委託株式会社</p>	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）( 2)の委託者であり、次の業務を行ないます。          受益権の募集・発行          信託財産の運用指図          信託財産の計算          運用報告書の作成 など</p>
<p>運用指図 2</p>	<p>損益 信託金 ( 3)</p>	
<p>受託会社</p>	<p>三菱UFJ 信託銀行株式会社 再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社</p>	<p>信託契約( 2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。          委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分          信託財産の計算 など</p>
<p>損益 投資</p>		
<p>投資対象</p>	<p>投資対象ファンドの受益証券 など</p>	

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



## &lt; 委託会社の概況（平成24年7月末日現在） &gt;

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

## ・ 沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

## ・ 大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 【投資方針】

## (1) 【投資方針】

## &lt; 日本円・コース &gt;

## 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」（以下「アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（日本円・クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

## 投資態度

イ. 主として、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（日本円・クラス）の受益証券を通じて、アジアのハイ・イールド債券（ ）に投資し、保有資産について為替ヘッジ取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

当ファンドにおいて、アジアのハイ・イールド債券とは、ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、B B格相当以下（ムーディーズでB a 1以下またはS & PでB B + 以下もしくはフィッチでB B + 以下、無格付けを含みます。）の債券をいいます。

ロ. 当ファンドは、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（日本円・クラス）とダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（日本円・クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（日本円・クラス）では、為替ヘッジ取引を活用して、日本円で実質的な運用を行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### < ブラジル・リアル・コース >

##### 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」（以下「アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ブラジル・リアル・クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

##### 投資態度

イ．主として、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ブラジル・リアル・クラス）の受益証券を通じて、アジアのハイ・イールド債券（ ）に投資し、保有資産について為替ヘッジ取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

当ファンドにおいて、アジアのハイ・イールド債券とは、ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、BB格相当以下（ムーディーズでBa1以下またはS&PでBB+以下もしくはフィッチでBB+以下、無格付けを含みます。）の債券をいいます。

ロ．当ファンドは、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ブラジル・リアル・クラス）とダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ブラジル・リアル・クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ブラジル・リアル・クラス）では、為替ヘッジ取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### < アジア通貨・コース >

##### 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」（以下「アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（アジア通貨・クラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

##### 投資態度

イ．主として、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（アジア通貨・クラス）の受益証券を通じて、アジアのハイ・イールド債券（ ）に投資し、保有資産について為替ヘッジ取引を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

当ファンドにおいて、アジアのハイ・イールド債券とは、ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、B B格相当以下（ムーディーズでB a 1以下またはS & PでB B +以下もしくはフィッチでB B +以下、無格付けを含みます。）の債券をいいます。

ロ．当ファンドは、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（アジア通貨・クラス）とダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（アジア通貨・クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（アジア通貨・クラス）では、為替ヘッジ取引を活用して、アジア通貨（中国元、インド・ルピー、インドネシア・ルピアにおおむね均等）で実質的な運用を行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### <投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

##### 1. 日本円・コース

投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス
選定の方針	アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざして運用を行なうファンドである。為替ヘッジ取引を活用して、日本円で実質的な運用を行なう。

##### 2. ブラジル・リアル・コース

投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス
選定の方針	アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざして運用を行なうファンドである。為替ヘッジ取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行なう。

##### 3. アジア通貨・コース

投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス
選定の方針	アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざして運用を行なうファンドである。為替ヘッジ取引を活用して、アジア通貨で実質的な運用を行なう。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### (2) 【投資対象】

<日本円・コース>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」の受益証券(円建)

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

#### <ブラジル・リアル・コース>

(日本円・コースと同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ/フィデリティ・アジア・

ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」の受益証券（円建）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（日本円・コースと同規定）

#### <アジア通貨・コース>

（日本円・コースと同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（日本円・コースと同規定）

#### <投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

##### 1. 日本円・コース

投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス
運用の基本方針	主として、アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。為替ヘッジ取引を活用して、日本円で実質的な運用を行ないます。
主要な投資対象	アジアのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド 投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

##### 2. ブラジル・リアル・コース

投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス
運用の基本方針	主として、アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。為替ヘッジ取引を活用して、ブラジル・リアルで実質的な運用を行ないます。
主要な投資対象	アジアのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド 投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

### 3. アジア通貨・コース

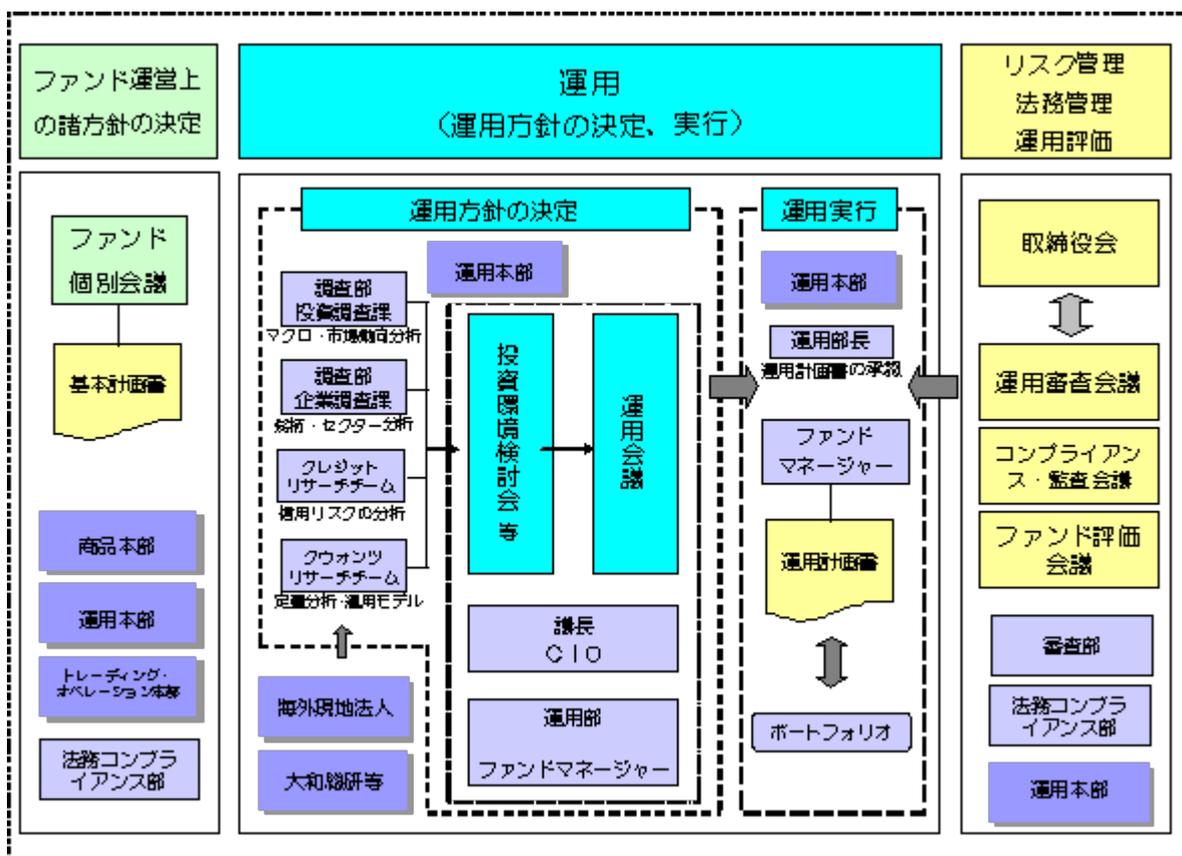
投資先ファンドの名称	ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス
運用の基本方針	主として、アジアのハイ・イールド債券に投資し、高水準の利息収益を確保するとともに、値上がり益の獲得をめざします。為替ヘッジ取引を活用して、アジア通貨で実質的な運用を行ないます。
主要な投資対象	アジアのハイ・イールド債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド 投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

### (3) 【運用体制】

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



## 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

### イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

### ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるC I O（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

### ハ．基本的な運用方針の決定

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

## 二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

### イ．C I O（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

### ロ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

## 二．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

## ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、

必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

#### 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成24年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### <各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。なお、初回分配時には、当初設定日からの期間を勘案して分配を行なうことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5) 【投資制限】

##### <各ファンド共通>

##### 株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

##### 投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

##### 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

##### 資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参 考 > 投資対象ファンドについて

1. アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（日本円・クラス）
2. アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ブラジル・リアル・クラス）
3. アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（アジア通貨・クラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

4. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
償還条項	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

## 〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ハイ・イールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。ハイ・イールド債券は、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

外国証券への投資に伴うリスク

## イ．為替リスク

（日本円・コース）

為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

一部の通貨建て資産については、為替ヘッジ取引を行わない場合があるため、為替変動リスクは完全には排除できません。

（ブラジル・リアル・コース、アジア通貨・コース）

## 〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

対象通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国通貨の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

保有資産を対象通貨に対して完全にヘッジすることはできませんので、基準価額は日本円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

対象通貨の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

一部の通貨建て資産に対しては、為替ヘッジ取引を行わない場合があるため、対象通貨以外の為替変動の影響を受けることがあります。

各ファンドの投資対象である外国投資信託において、NDF取引を用いて為替ヘッジ取引を行なう場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

## ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて

大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

### その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

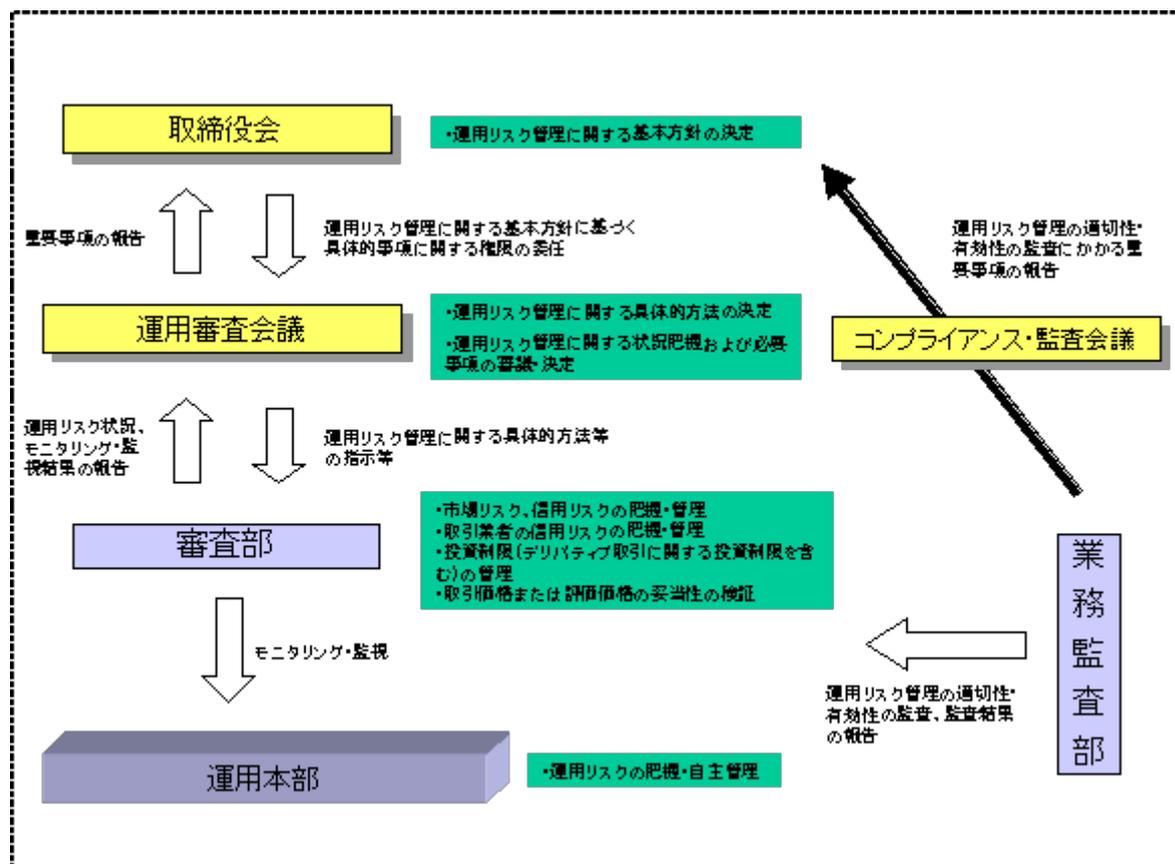
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消することがあります。

ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### (4) リスク管理体制



## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。なお、スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

（「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」の構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.134%（税抜1.08%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

（ ）の信託財産の純資産総額の合計額が	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の場合	年率0.3675% （税抜0.35%）	年率0.7350% （税抜0.70%）	年率0.0315% （税抜0.03%）
500億円以上の場合	年率0.3150% （税抜0.30%）	年率0.7875% （税抜0.75%）	

( ) 「日本円・コース」、「ブラジル・リアル・コース」および「アジア通貨・コース」

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.854%（税込）程度です。

ただし、投資対象ファンドの信託報酬等に下限金額が設定されているため、純資産総額によって、実質的な信託報酬率が年率1.854%（税込）を上回ることがあります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

( ) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1

月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

#### ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

#### ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

#### 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

#### <注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元

本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 上記は、平成24年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

## (1) 【投資状況】（平成24年7月31日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	2,695,802,451	98.47
内 ケイマン諸島	2,695,802,451	98.47
親投資信託受益証券	1,001	0.00
内 日本	1,001	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	41,836,668	1.53
純資産総額	2,737,640,120	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成24年7月31日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ASIA HIGH YIELD BOND FUND-JPY CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	28,164,595.79 2,659,782,393	94.43	95.71 2,695,802,451	98.47
2	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	998	1.0037 1,001	1.0038 1,001	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.47%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.47%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成23年7月末日	1,006,881,616	-	0.9992	-
8月末日	1,515,850,520	-	0.9666	-
9月末日	1,607,389,461	-	0.8900	-
10月末日	1,973,203,278	-	0.9449	-
11月末日	2,673,397,770	-	0.9179	-
12月末日	2,938,232,648	-	0.9227	-
第1特定期間末 (平成24年1月4日)	2,923,706,094	2,939,636,210	0.9177	0.9227
平成24年1月末日	3,167,441,677	-	0.9519	-
2月末日	2,993,432,546	-	0.9778	-
3月末日	3,067,020,191	-	0.9734	-
4月末日	2,904,092,305	-	0.9722	-
5月末日	2,876,349,441	-	0.9524	-
6月末日	2,787,657,568	-	0.9637	-
第2特定期間末 (平成24年7月3日)	2,785,067,481	2,799,530,147	0.9628	0.9678
7月末日	2,737,640,120	-	0.9819	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0150
第2特定期間	0.0300

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	6.7
第2特定期間	8.2

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	2,457,415,419	223,691,515
第2特定期間	1,038,760,172	1,332,250,223

(注) 当初設定数量は952,299,439口です。

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

## (1) 投資状況（平成24年7月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	29,998,521	73.88
内 日本	29,998,521	73.88
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	10,604,909	26.12
純資産総額	40,603,430	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（平成24年7月31日現在）

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面 金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	279 国庫短期証券	日本	国債証券	30,000,000	99.99 29,998,521	99.99 29,998,521	- 2012/08/13	73.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	73.88%
合計	73.88%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース （毎月分配型）

### (1) 投資状況（平成24年7月31日現在）

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	44,675,493,553	97.58
内 ケイマン諸島	44,675,493,553	97.58
親投資信託受益証券	1,001	0.00
内 日本	1,001	0.00

コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,109,277,189	2.42
純資産総額	45,784,771,743	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（平成24年7月31日現在）

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金 額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ASIA HIGH YIELD BOND FUND-BRL CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	634,459,895,664,552	71.48	70.41	97.58
2	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	998	1.0037 1,001	1.0038 1,001	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.58%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	97.58%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

### 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成23年7月末日	48,715,887,333	-	0.9806	-
8月末日	50,991,475,378	-	0.9281	-
9月末日	43,310,301,896	-	0.7492	-
10月末日	51,196,423,472	-	0.8501	-
11月末日	48,388,180,673	-	0.7750	-
12月末日	48,365,353,982	-	0.7679	-
第1特定期間末 (平成24年1月4日)	47,259,362,985	48,016,393,849	0.7491	0.7611

平成24年1月末日	52,683,600,203	-	0.8250	-
2月末日	59,456,189,642	-	0.9169	-
3月末日	56,274,736,771	-	0.8658	-
4月末日	53,032,883,821	-	0.8213	-
5月末日	47,519,911,553	-	0.7377	-
6月末日	46,056,616,921	-	0.7160	-
第2特定期間末 (平成24年7月3日)	47,417,502,341	48,189,363,969	0.7372	0.7492
7月末日	45,784,771,743	-	0.7352	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0360
第2特定期間	0.0720

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	21.5
第2特定期間	8.0

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	17,463,056,603	1,433,555,575
第2特定期間	5,615,347,102	4,379,450,144

(注) 当初設定数量は47,056,404,348口です。

## (参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

## ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)アジア通貨・コース(毎月分配型)

## (1) 投資状況(平成24年7月31日現在)

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	4,682,567,175	97.95
内 ケイマン諸島	4,682,567,175	97.95
親投資信託受益証券	1,001	0.00
内 日本	1,001	0.00

コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	97,970,394	2.05
純資産総額	4,780,538,570	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 投資資産（平成24年7月31日現在）

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額 面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ASIA HIGH YIELD BOND FUND-ACC CLASS	ケイマン諸島	投資信託受益証券	55,947,991,814,729	84.54 990,602	83.69 4,682,567,175	97.95
2	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	998	1.0037 1,001	1.0038 1,001	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.95%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	97.95%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 運用実績

### 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成23年7月末日	3,356,328,255	-	0.9909	-
8月末日	3,681,028,276	-	0.9357	-
9月末日	3,610,333,016	-	0.8379	-
10月末日	4,009,087,917	-	0.8859	-
11月末日	3,997,134,898	-	0.8498	-
12月末日	4,053,683,529	-	0.8522	-
第1特定期間末 (平成24年1月4日)	4,026,004,050	4,069,344,789	0.8360	0.8450

平成24年1月末日	4,356,583,052	-	0.8820	-
2月末日	5,356,278,179	-	0.9553	-
3月末日	6,033,033,287	-	0.9515	-
4月末日	5,396,988,537	-	0.9245	-
5月末日	4,972,291,657	-	0.8556	-
6月末日	5,013,994,386	-	0.8661	-
第2特定期間末 (平成24年7月3日)	5,056,165,246	5,108,269,144	0.8734	0.8824
7月末日	4,780,538,570	-	0.8738	-

## 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0270
第2特定期間	0.0540

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	13.7
第2特定期間	10.9

## (4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,712,058,472	110,327,538
第2特定期間	2,448,758,555	1,475,074,163

(注) 当初設定数量は3,213,906,783口です。

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

[次へ](#)

## （参考情報）

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

2012年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,819円
純資産総額	27億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	2.4%
3か月間	2.6%
6か月間	6.4%
1年間	3.0%
3年間	-
5年間	-
設定来	2.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

## 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 450円 設定来分配金合計額： 450円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	11年8月	11年9月	11年10月	11年11月	11年12月	12年1月	12年2月	12年3月	12年4月	12年5月	12年6月	12年7月
分配金	0円	0円	0円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

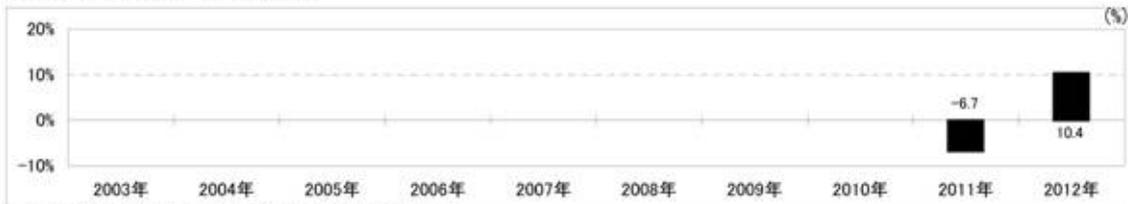
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
FIL・インベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド/ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)・リミテッド	アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(日本円・クラス)	98.5%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	0.0%
合計		98.5%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2011年は設定日(7月22日)から年末、2012年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

2012年7月31日現在  
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	7,352円
純資産総額	457億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	4.4%
3カ月間	-6.1%
6カ月間	-2.6%
1年間	-14.2%
3年間	-
5年間	-
設定来	-15.9%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,080円 設定来分配金合計額: 1,080円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	11年8月	11年9月	11年10月	11年11月	11年12月	12年1月	12年2月	12年3月	12年4月	12年5月	12年6月	12年7月
分配金	0円	0円	0円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円	120円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

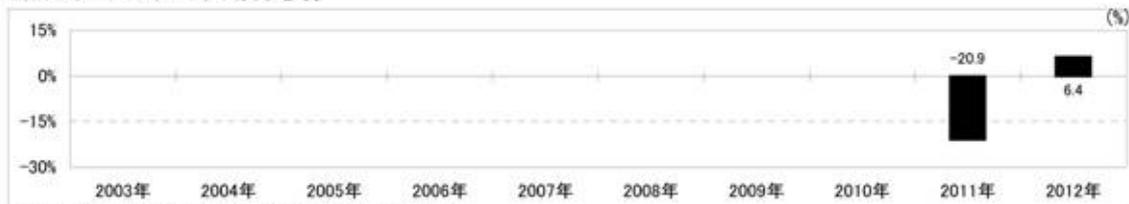
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
FIL・インベストメント・マネジメント(香港)・リテッド/ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リテッド	アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(ブラジル・リアル・クラス)	97.6%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・ポートフォリオ・マザー・ファンド	0.0%
合計		97.6%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2011年は設定日(7月22日)から年末、2012年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)アジア通貨・コース(毎月分配型)

2012年7月31日現在  
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	8,738円
純資産総額	47億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	1.9%
3カ月間	-2.5%
6カ月間	5.2%
1年間	-3.4%
3年間	-
5年間	-
設定来	-4.3%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 810円 設定来分配金合計額: 810円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	11年8月	11年9月	11年10月	11年11月	11年12月	12年1月	12年2月	12年3月	12年4月	12年5月	12年6月	12年7月
分配金	0円	0円	0円	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円	90円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

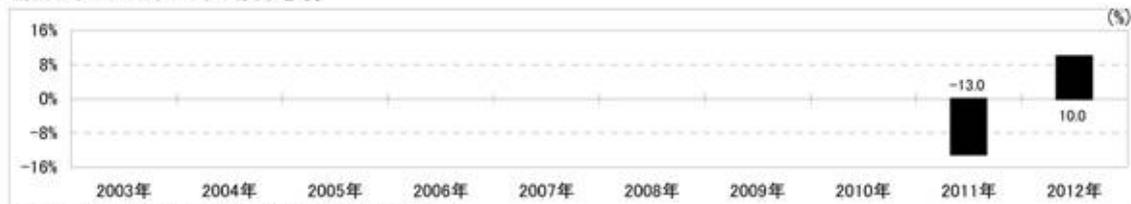
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
FIL・インベストメント・マネジメント(香港)・リテッド/ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リテッド	アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(アジア通貨・クラス)	98.0%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネー・ポートフォリオ・マザー・ファンド	0.0%
合計		98.0%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2011年は設定日(7月22日)から年末、2012年は7月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受けを行いません。

イ．香港の銀行、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

### 2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### < 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ．香港の銀行、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

#### ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドの受益者が、当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、委託会社は、当該一部解約請求の申込みの受け付けを中止することができます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日まで、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口

数の減少の記載または記録が行なわれず。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・ マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

##### （注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・ 委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

平成23年7月22日から平成28年7月1日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

毎月4日から翌月3日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年7月22日から平成23年8月3日までとし、最終計算期間は、平成28年6月4日から平成28年7月1日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## (5) 【その他】

## 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本 1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 3. または前 2. に規定する書面に付記します。

#### 運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

##### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1、第2および第3計算期間を除く決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

#### ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年1月5日から平成24年7月3日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### 1 【財務諸表】

#### 【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）】

## ダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成24年1月4日現在	当 期 平成24年7月3日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	36,889,429	35,855,729
投資信託受益証券	2,905,440,636	2,766,356,488
親投資信託受益証券	1,001	1,001
流動資産合計	2,942,331,066	2,802,213,218
資産合計	2,942,331,066	2,802,213,218
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	15,930,116	14,462,666
未払受託者報酬	72,990	71,320
未払委託者報酬	2,554,746	2,496,328
その他未払費用	67,120	115,423
流動負債合計	18,624,972	17,145,737
負債合計	18,624,972	17,145,737
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sub>1</sub> 3,186,023,343	<sub>1</sub> 2,892,533,292
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sub>2</sub> 262,317,249	<sub>2</sub> 107,465,811
（分配準備積立金）	18,707,338	66,085,801
元本等合計	2,923,706,094	2,785,067,481
純資産合計	2,923,706,094	2,785,067,481
負債純資産合計	2,942,331,066	2,802,213,218

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成23年7月22日 至 平成24年1月4日		自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日	
営業収益				
受取配当金	67,613,092		116,250,807	
受取利息	17,819		14,342	
有価証券売買等損益	144,172,455		138,678,045	
営業収益合計	76,541,544		254,943,194	
営業費用				
受託者報酬	268,772		461,988	
委託者報酬	9,408,595		16,171,025	
その他費用	67,120		115,423	
営業費用合計	9,744,487		16,748,436	
営業利益又は営業損失（ ）	86,286,031		238,194,758	
経常利益又は経常損失（ ）	86,286,031		238,194,758	
当期純利益又は当期純損失（ ）	86,286,031		238,194,758	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	932,248		11,768,700	
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-		262,317,249	
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,324,963		55,580,773	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,324,963		55,580,773	
剰余金減少額又は欠損金増加額	149,002,408		34,876,116	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	149,002,408		34,876,116	
分配金	1 41,421,525		1 92,279,277	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	262,317,249		107,465,811	

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自平成24年1月5日 至平成24年7月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日  平成24年1月3日が休日のため、前特定期間末日を平成24年1月4日としております。このため、当特定期間は181日となっております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成24年1月4日現在	当期 平成24年7月3日現在
1. 1期首元本額	952,299,439円	3,186,023,343円
期中追加設定元本額	2,457,415,419円	1,038,760,172円
期中一部解約元本額	223,691,515円	1,332,250,223円
2. 特定期間末日における受益権の総数	3,186,023,343口	2,892,533,292口
3. 2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は262,317,249円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は107,465,811円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成23年7月22日 至平成24年1月4日	当期 自平成24年1月5日 至平成24年7月3日
----	---------------------------------	--------------------------------

## 1 分配金の計算過程

（自平成23年7月22日 至平成23年8月3日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,826円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（176,527円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は178,353円（1万口当たり1.59円）であり、分配を行っておりません。

（自平成23年8月4日 至平成23年9月5日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（70,970円）及び分配準備積立金（176,735円）より分配対象額は247,705円（1万口当たり1.59円）であり、分配を行っておりません。

（自平成23年9月6日 至平成23年10月3日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18,781,776円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,460,666円）及び分配準備積立金（168,490円）より分配対象額は20,410,932円（1万口当たり113.02円）であり、分配を行っておりません。

（自平成24年1月5日 至平成24年2月3日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（19,626,171円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（25,482,061円）及び分配準備積立金（17,839,629円）より分配対象額は62,947,861円（1万口当たり196.14円）であり、うち16,046,276円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成24年2月4日 至平成24年3月5日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18,531,111円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（56,763,694円）、投資信託約款に規定される収益調整金（29,144,252円）及び分配準備積立金（19,017,978円）より分配対象額は123,457,035円（1万口当たり386.25円）であり、うち15,981,406円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成24年3月6日 至平成24年4月3日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,824,587円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（33,953,572円）及び分配準備積立金（72,206,322円）より分配対象額は121,984,481円（1万口当たり387.16円）であり、うち15,753,715円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

<p>（自平成23年10月4日 至平成23年11月4日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（12,217,167円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（6,803,282円）及び分配準備積立金（18,225,090円）より分配対象額は37,245,539円（1万口当たり174.41円）であり、うち10,677,528円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成24年4月4日 至平成24年5月7日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,862,809円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（32,986,829円）及び分配準備積立金（67,800,354円）より分配対象額は117,649,992円（1万口当たり393.87円）であり、うち14,935,077円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成23年11月5日 至平成23年12月5日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（13,127,241円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（20,046,634円）及び分配準備積立金（19,640,597円）より分配対象額は52,814,472円（1万口当たり178.26円）であり、うち14,813,881円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成24年5月8日 至平成24年6月4日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（15,422,864円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（39,166,682円）及び分配準備積立金（65,087,620円）より分配対象額は119,677,166円（1万口当たり396.28円）であり、うち15,100,137円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成23年12月6日 至平成24年1月4日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（16,857,484円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（23,606,152円）及び分配準備積立金（17,779,970円）より分配対象額は58,243,606円（1万口当たり182.81円）であり、うち15,930,116円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成24年6月5日 至平成24年7月3日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18,469,924円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（38,143,479円）及び分配準備積立金（62,078,543円）より分配対象額は118,691,946円（1万口当たり410.34円）であり、うち14,462,666円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	当期
	自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期
	平成24年7月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,826,442	37,605,304
親投資信託受益証券	0	0
合計	1,826,442	37,605,304

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

当 期  
自 平成24年1月5日  
至 平成24年7月3日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成24年1月4日現在	当 期 平成24年7月3日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9177円 (9,177円)	0.9628円 (9,628円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ASIA HY BOND FUND JPY	29,307,728.450	2,766,356,488	
投資信託受益証券 合計			2,766,356,488	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	998	1,001	
親投資信託受益証券 合計			1,001	
合計			2,766,357,489	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンド及び同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」の状況

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 日本円・クラス」は、ケイマン籍の外国投資信託受益証券（円建）であります。同ファンドは平成23年12月31日に計算期間が終了し、作成された財務諸表は独立監査人により米国の監査基準に準拠した監査を受けております。以下に記載した同ファンドの情報は、監査済み財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

# ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 貸借対照表

2011年12月31日

(米ドル建て)

<b>資産</b>		
有価証券への投資、時価(費用 774,583,843 ドル)	17%	716,735,800
現金		1,940
外国通貨、時価(費用 125,916 ドル)		126,534
為替先物契約による評価益		543,884
未収:		
販売済み受益証券		2,353,054
利子		13,744,178
その他資産		182,549
資産合計		<u>733,687,939</u>
<b>負債</b>		
為替先物契約による評価損		5,596,648
未払い:		
償還済みの受益証券		1,700,189
投資運用報酬		374,695
会計及び管理報酬		76,309
専門家報酬		47,500
為替仲介業者報酬		26,106
保管報酬		24,762
名義書き換え代理報酬		12,840
受託会社報酬		11,820
負債合計		<u>7,870,869</u>
<b>純資産</b>	17%	<u>725,817,070</u>
<b>純資産の内訳:</b>		
払込資本金	17%	928,460,854
累積赤字		<u>(202,643,784)</u>
<b>純資産</b>	17%	<u>725,817,070</u>
アジア通貨・クラス	17%	51,357,110
ブラジル・リアル・クラス	17%	608,784,663
日本円・クラス	17%	37,763,378
米ドル・クラス	17%	27,911,919
	17%	<u>725,817,070</u>
<b>発行済み受益証券数</b>		
アジア通貨・クラス		48,674,633
ブラジル・リアル・クラス		649,307,305
日本円・クラス		32,219,666
米ドル・クラス		282,148
<b>1口当たりの純資産及び発行価格</b>		
アジア通貨・クラス	17%	1.06
ブラジル・リアル・クラス	17%	0.94
日本円・クラス	17%	1.17
米ドル・クラス	17%	98.93

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

損益計算書

2011年7月22日(業務開始日)から2011年12月31日までの期間

(米ドル建て)

投資収益

利息収入	18,649,870
その他の収益	130,729
投資収益合計	18,780,599

費用

投資運用報酬	1,863,363
会計および管理報酬	195,194
通貨仲介業者報酬	121,377
保管報酬	66,673
専門家報酬	48,097
名義書き換え代理報酬	33,796
受託会社報酬	31,241
設立費	2,167
その他費用	1,000
費用合計	2,362,908

純投資収益

16,417,691

実現益および評価益(実現損および評価損):

実現益(損):

有価証券への投資	396,877
為替取引および為替先物契約	(100,333,442)
純実現損	(99,936,565)

評価益(損)の純変動:

有価証券への投資	(57,848,043)
為替取引および為替先物契約	(5,077,142)
評価損の純変動	(62,925,185)

実現損および評価損

(162,861,750)

業務活動の結果生じた純資産の減少

(146,444,059)

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 純資産変動計算書

2011年7月22日(業務開始日)から2011年12月31日までの期間

(米ドル建て)

## 業務活動による純資産の増加(減少)

純投資収益	16,417,691
純実現損	(99,936,565)
評価損の純変動	(62,925,185)
業務活動の結果生じた純資産の減少	(146,444,059)
受益者への分配	(56,199,725)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純増	928,460,854
純資産の純増	725,817,070
純資産	
期首	-
期末	725,817,070

ブラジル・リアル・  
アジア通貨・クラス クラス 日本円・クラス 米ドル・クラス

当ファンドの受益証券取引  
口数

発行	47,459,977	633,144,718	32,809,263	342,997
分配金の再投資	2,872,734	52,491,790	739,330	-
買戻し償還	(1,658,078)	(36,329,203)	(1,328,927)	(60,849)
ネットの口数の変動	48,674,633	649,307,305	32,219,666	282,148

## 金額

発行	59,125,934	783,463,525	40,084,504	34,000,000
分配金の再投資	3,156,445	52,165,605	877,675	-
買戻し償還	(1,754,399)	(34,994,636)	(1,612,759)	(6,051,040)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純増	60,527,980	800,634,494	39,349,420	27,948,960

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

(米ドル建て)

	アジア通貨・クラス	ブラジル・リアル・ クラス	日本円・クラス	米ドル・クラス
純資産、期首*	ドル 1.28	ドル 1.28	ドル 1.28	ドル 100.00
純投資収益**	ドル 0.03	ドル 0.02	ドル 0.03	ドル 1.68
純実現益および評価益（実減損および 評価損）	ドル (0.18)	ドル (0.27)	ドル (0.10)	ドル (2.75)
投資活動からの総収益（損失）	ドル (0.15)	ドル (0.25)	ドル (0.07)	ドル (1.07)
受益者への分配金	ドル (0.07)	ドル (0.09)	ドル (0.04)	ドル -
純資産、期末	ドル 1.06	ドル 0.94	ドル 1.17	ドル 98.93
総利回り +	-11.74%	-19.95%	-5.41%	-1.07%
平均純資産に対する比率:				
総費用***	0.73%	0.74%	0.67%	0.61%
純投資収益***	5.26%	5.14%	5.65%	6.51%

\* 2011年7月22日より業務開始。

\*\* 当該期間の平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

\*\*\* 専門家報酬と設立費を除いて、1年未満の期間は年換算。

+ 1年未満の期間でも年換算せず。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2011年12月31日

	元本金額	有価証券の明細	公正価値
		<b>債券(92.3%)</b>	
		<b>オーストラリア(0.4%)</b>	
		<b>社債(0.4%)</b>	
USD	3,000,000	Mirabela Nickel, Ltd. 8.75% due 04/15/18(a),(b)	2,892,500
	600,000	Paladin Energy, Ltd. 5.00% due 03/11/13	550,500
		<b>社債計</b>	<b>3,243,000</b>
		<b>オーストラリア計</b>	<b>3,243,000</b>
		<b>バミューダ(5.2%)</b>	
		<b>転換社債(0.1%)</b>	
CNY	10,000,000	China Green Holdings, Ltd. 3.00% due 04/12/13	834,128
		<b>転換社債計</b>	<b>834,128</b>
		<b>社債(5.1%)</b>	
USD	11,000,000	BW Group, Ltd. 6.63% due 06/28/17	9,710,437
	3,000,000	China Oriental Group Co., Ltd. 7.00% due 11/17/17	2,250,000
	12,000,000	8.00% due 08/18/15	10,245,000
	3,000,000	Hopson Development Holdings, Ltd. 8.13% due 11/09/12	2,640,000
	2,000,000	11.75% due 01/21/16	1,308,672
	2,800,000	Noble Group, Ltd. 8.50% due 05/30/13	2,842,000
	5,500,000	Pacnet, Ltd. 9.25% due 11/09/15	4,867,500
	3,000,000	Shanghai Industrial Urban Development Group, Ltd. 9.75% due 07/23/14	2,789,781
		<b>社債計</b>	<b>36,653,390</b>
		<b>バミューダ計</b>	<b>37,487,518</b>
		<b>英領ヴァージン諸島(7.2%)</b>	
		<b>社債(7.2%)</b>	
CNH	5,000,000	Big Will Investments, Ltd. 7.00% due 04/29/14	571,595
USD	19,000,000	CITIC Resources Finance 2007, Ltd. 6.75% due 05/15/14	19,332,500
	2,000,000	CNPC HK Overseas Capital, Ltd. 4.50% due 04/28/21	2,084,630
	7,300,000	Franshion Development, Ltd. 6.75% due 04/15/21	5,712,250
	2,000,000	Mega Advance Investments, Ltd. 5.00% due 05/12/21	2,033,818
	4,000,000	RKI Finance 2010, Ltd. 9.50% due 09/21/15	3,124,624
	4,000,000	Road King Infrastructure Finance 2007, Ltd. 7.63% due 05/14/14	3,180,000
	5,900,000	Star Energy Geothermal Wayang Windu, Ltd. 11.50% due 02/12/15	6,342,500
	12,000,000	Winsway Coking Coal Holding, Ltd. 8.50% due 04/08/16	9,540,000
		<b>社債計</b>	<b>51,921,917</b>
		<b>英領ヴァージン諸島計</b>	<b>51,921,917</b>
		<b>カナダ(1.0%)</b>	
		<b>社債(1.0%)</b>	
	5,500,000	Novelis, Inc. 8.38% due 12/15/17	5,843,750
	500,000	8.75% due 12/15/20	536,250

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2011年12月31日

元本金額	有価証券の明細	公正価値
	債券(92.3%)(続き)	
	カナダ(1.0%)(続き)	
	社債(1.0%)(続き)	
	Sino-Forest Corp.	
USD 2,000,000	6.25% due 10/21/17	500,000
1,000,000	10.25% due 07/28/14	260,000
	社債計	7,140,000
	カナダ計	7,140,000
	ケイマン諸島(22.8%)	
	転換社債(0.9%)	
	Country Garden Holdings Co., Ltd.	
CNY 20,000,000	2.50% due 02/22/13	3,415,952
3,000,000	Fufeng Group, Ltd.	
	4.50% due 04/01/15	423,439
	Hengdeli Holdings, Ltd.	
HKD 8,000,000	2.50% due 10/20/15	1,007,905
CNY 10,000,000	Hidili Industry International Development, Ltd.	
	1.50% due 01/19/15	1,298,856
	転換社債計	6,146,152
	社債(21.9%)	
	Agile Property Holdings, Ltd.	
USD 10,000,000	8.88% due 04/28/17	8,200,000
4,000,000	10.00% due 11/14/16	3,530,000
	Anstock, Ltd.	
CNH 10,000,000	4.25% due 09/20/16	1,550,050
	Central China Real Estate, Ltd.	
USD 3,900,000	12.25% due 10/20/15	3,363,750
4,500,000	China Automation Group, Ltd.	
	7.75% due 04/20/16	2,941,848
6,800,000	China Liansu Group Holdings, Ltd.	
	7.88% due 05/13/16	5,640,962
1,505,000	China Lumena New Materials Corp.	
	12.00% due 10/27/14	1,298,062
5,800,000	China Resources Land, Ltd.	
	4.63% due 05/19/16	5,700,078
8,000,000	China Shanshui Cement Group, Ltd.	
	8.50% due 05/25/16	7,540,000
6,000,000	Country Garden Holdings Co., Ltd.	
	10.50% due 08/11/15	5,303,286
400,000	11.13% due 02/23/18	346,000
5,000,000	11.25% due 04/22/17	4,300,000
6,000,000	11.75% due 09/10/14	5,790,000
	Evergrande Real Estate Group, Ltd.	
CNY 10,000,000	7.50% due 01/19/14	1,238,713
USD 20,000,000	13.00% due 01/27/15	15,900,000
	Fufeng Group, Ltd.	
3,000,000	7.63% due 04/13/16	2,460,000
	Hidili Industry International Development, Ltd.	
6,000,000	8.63% due 11/04/15	4,470,000
	Hutchison Whampoa International 10, Ltd.	
6,800,000	6.00% due 12/29/49(c)	6,766,000
8,500,000	Kaisa Group Holdings, Ltd.	
	13.50% due 04/28/15	6,883,840
	KWG Property Holding, Ltd.	
3,000,000	12.50% due 08/18/17	2,278,908
5,000,000	12.75% due 03/30/16	3,950,085
	Longfor Properties Co., Ltd.	
7,800,000	9.50% due 04/07/16	6,981,000
5,600,000	Lonking Holdings, Ltd.	
	8.50% due 06/03/16	4,927,954

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2011年12月31日

元本金額	有価証券の明細	公正価値
	債券(92.3%)(続き)	
	ケイマン諸島(22.8%)(続き)	
	社債(21.9%)(続き)	
USD 3,000,000	Manila Cavite Toll Road Finance Co. 12.00% due 09/15/22	1,159,556
4,900,000	MCE Finance, Ltd. 10.25% due 05/15/18	5,279,750
CNH 30,000,000	Melco Crown Entertainment, Ltd. 3.75% due 05/09/13	4,550,956
USD 4,700,000	MIE Holdings Corp. 9.75% due 05/12/16	4,183,000
2,000,000	Mizuho Capital Investment USD 2, Ltd. 14.95% due 02/28/49(c)	2,419,791
3,000,000	Powerlong Real Estate Holdings, Ltd. 13.75% due 09/16/15	2,009,610
8,000,000	Renhe Commercial Holdings Co., Ltd. 11.75% due 05/18/15	5,440,018
5,000,000	13.00% due 03/10/16	3,398,765
2,000,000	Resona Preferred Global Securities Cayman, Ltd. 7.19% due 12/29/49(c)	1,977,684
5,900,000	Shimao Property Holdings, Ltd. 8.00% due 12/01/16	4,454,500
6,000,000	9.65% due 08/03/17	4,462,242
3,000,000	11.00% due 03/08/18	2,337,498
2,000,000	SMFG Preferred Capital USD 3, Ltd. 9.50% due 07/29/49(c)	2,295,000
1,200,000	SPG Land Holdings, Ltd. 13.50% due 04/08/16	731,731
2,000,000	Texhong Textile Group, Ltd. 7.63% due 01/19/16	1,429,362
1,000,000	Yuzhou Properties Co. 13.50% due 12/15/15	671,769
	社債計	159,161,768
	ケイマン諸島計	165,307,920
	香港(5.6%)	
	社債(5.6%)	
4,000,000	Bank of East Asia, Ltd. 6.38% due 05/04/22(c)	4,029,572
5,350,000	8.50% due 11/29/49(c)	5,313,689
17,600,000	China Resources Power East Foundation Co., Ltd. 7.25% due 05/09/49(c)	15,859,290
1,000,000	China South City Holdings, Ltd. 13.50% due 01/14/16	725,022
5,800,000	Citic Pacific, Ltd. 6.63% due 04/15/21	5,424,931
2,000,000	7.88% due 04/15/49(c)	1,884,160
8,400,000	Fosun International, Ltd. 7.50% due 05/12/16	7,306,427
	社債計	40,543,091
	香港計	40,543,091
	インド(3.8%)	
	社債(3.8%)	
2,000,000	Bank of Baroda 5.00% due 08/24/16	1,940,894
1,250,000	6.63% due 05/25/22(c)	1,182,721
2,000,000	Canara Bank 6.37% due 11/28/21(c)	1,886,138
18,500,000	ICICI Bank, Ltd. 6.38% due 04/30/22(c)	16,095,000
3,000,000	7.25% due 08/29/49(c)	2,586,273

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2011年12月31日

元本金額	有価証券の明細	公正価値
	債券(92.3%)(続き)	
	インド(3.8%)(続き)	
	社債(3.8%)(続き)	
USD	State Bank of India 6.44% due 11/29/49(c)	3,961,548
	社債計	<u>27,652,574</u>
	インド計	<u>27,652,574</u>
	インドネシア(6.9%)	
	社債(6.2%)	
17,000,000	Adaro Indonesia PT 7.63% due 10/22/19	18,467,100
16,000,000	Pertamina Persero PT 5.25% due 05/23/21	16,376,000
5,000,000	6.50% due 05/27/41	5,242,500
4,800,000	Perusahaan Listrik Negara PT 5.50% due 11/22/21	4,884,000
	社債計	<u>44,969,600</u>
	国債(0.7%)	
5,000,000	Perusahaan Penerbit SBSN 4.00% due 11/21/18	5,075,000
	国債計	<u>5,075,000</u>
	インドネシア計	<u>50,044,600</u>
	日本(0.5%)	
	社債(0.5%)	
600,000	Dai-ichi Life Insurance Co., Ltd. 7.25% due 12/29/49(c)	603,982
1,300,000	eAccess, Ltd. 8.25% due 04/01/18	1,235,000
EUR	1,700,000 8.38% due 04/01/18	1,905,068
	社債計	<u>3,744,050</u>
	日本計	<u>3,744,050</u>
	ジャージー島(1.1%)	
	社債(1.1%)	
USD	West China Cement, Ltd. 7.50% due 01/25/16	8,150,000
	社債計	<u>8,150,000</u>
	ジャージー島計	<u>8,150,000</u>
	マレーシア(0.8%)	
	社債(0.8%)	
5,500,000	AMBB Capital L, Ltd. 6.77% due 01/29/49	5,171,019
1,000,000	SBB Capital Corp. 6.62% due 11/29/49(c)	930,179
	社債計	<u>6,101,198</u>
	マレーシア計	<u>6,101,198</u>
	モーリシャス(0.4%)	
	社債(0.4%)	
2,900,000	Bhira Investments, Ltd. 8.50% due 04/27/71(c)	2,751,610
	社債計	<u>2,751,610</u>
	モーリシャス計	<u>2,751,610</u>
	オランダ(8.8%)	
	社債(8.8%)	
2,000,000	Aerospace Satellite Corp. Holding BV 12.75% due 11/16/15	1,820,000

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2011年12月31日

元本金額	有価証券の明細	公正価値
	債券(92.3%)(続き)	
	オランダ(8.8%)(続き)	
	社債(8.8%)(続き)	
USD 1,000,000	AI Finance BV 10.88% due 07/15/12	750,000
5,800,000	GT 2005 BONDS BV 6.00% due 07/21/14	5,220,000
2,000,000	Hyva Global BV 8.63% due 03/24/16	1,650,000
3,000,000	Indo Energy Finance BV 7.00% due 05/07/18	2,992,500
8,600,000	Indo Integrated Energy II BV 9.75% due 11/05/16	9,180,500
13,000,000	Indosat Palapa Co. BV 7.38% due 07/29/20	14,332,500
7,300,000	Listrindo Capital BV 9.25% due 01/29/15	7,942,327
4,000,000	Majapahit Holding BV 7.25% due 06/28/17	4,444,800
6,800,000	7.75% due 10/17/16	7,633,000
4,000,000	7.75% due 01/20/20	4,645,000
3,000,000	8.00% due 08/07/19	3,510,000
	<b>社債計</b>	<b>64,120,627</b>
	<b>オランダ計</b>	<b>64,120,627</b>
	フィリピン(0.5%)	
	社債(0.5%)	
2,000,000	BDO Unibank, Inc. 3.88% due 04/22/16	1,937,612
2,000,000	Development Bank of Philippines 5.50% due 03/25/21	2,054,578
	<b>社債計</b>	<b>3,992,190</b>
	<b>フィリピン計</b>	<b>3,992,190</b>
	シンガポール(10.0%)	
	転換社債(0.1%)	
300,000	Enercoal Resources Pte, Ltd. 9.25% due 08/05/14	297,375
	<b>転換社債計</b>	<b>297,375</b>
	社債(9.9%)	
2,000,000	Altus Capital Pte, Ltd. 12.88% due 02/10/15	1,960,092
5,000,000	Bakrie Telecom Pte, Ltd. 11.50% due 05/07/15	3,100,000
10,200,000	Berau Capital Resources Pte, Ltd. 12.50% due 07/08/15	11,219,456
8,000,000	Bumi Capital Pte, Ltd. 12.00% due 11/10/16	8,080,000
17,000,000	Bumi Investment Pte, Ltd. 10.75% due 10/06/17	17,000,000
5,100,000	Sigma Capital Pte, Ltd. 9.00% due 04/30/15	5,037,046
2,000,000	STATS ChipPAC, Ltd. 5.38% due 03/31/16	1,985,000
16,000,000	7.50% due 08/12/15	16,720,000
4,900,000	Yanlord Land Group, Ltd. 9.50% due 05/04/17	3,785,250
4,000,000	10.63% due 03/29/18	3,080,000
	<b>社債計</b>	<b>71,966,844</b>
	<b>シンガポール計</b>	<b>72,264,219</b>

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2011年12月31日

元本金額	投資明細	公正価値
	債券(92.3%)(続き)	
	韓国(7.5%)	
	社債(7.1%)	
USD 5,000,000	Doosan Infracore Co., Ltd. 4.50% due 11/23/16	5,032,645
8,000,000	Hynix Semiconductor, Inc. 7.88% due 06/27/17	8,160,000
5,000,000	Korea Hydro & Nuclear Power Co., Ltd. 4.75% due 07/13/21	5,067,655
10,000,000	National Agricultural Cooperative Federation 3.50% due 02/08/17	9,709,360
3,000,000	Shinhan Bank 4.13% due 10/04/16	3,027,900
21,800,000	Woori Bank Co., Ltd. 6.21% due 05/02/37(c)	20,383,000
	社債計	<u>51,380,560</u>
	国債(0.4%)	
3,000,000	Export-Import Bank of Korea 3.75% due 10/20/16	3,007,980
	国債計	<u>3,007,980</u>
	韓国計	<u>54,388,540</u>
	スリランカ(0.5%)	
	国債(0.5%)	
4,000,000	Sri Lanka Government International Bond 6.25% due 07/27/21	3,941,460
	国債計	<u>3,941,460</u>
	スリランカ計	<u>3,941,460</u>
	英国(2.9%)	
	社債(2.9%)	
4,000,000	Vedanta Resources Plc. 6.75% due 06/07/16	3,400,000
6,000,000	8.25% due 06/07/21	4,650,000
6,500,000	8.75% due 01/15/14	6,305,000
8,000,000	9.50% due 07/18/18	6,880,000
	社債計	<u>21,235,000</u>
	英国計	<u>21,235,000</u>
	米国(6.4%)	
	社債(0.8%)	
2,000,000	CBA Capital Trust II 6.02% due 03/29/49(c)	1,848,870
2,000,000	Westpac Capital Trust III 5.82% due 12/29/49(c)	1,957,104
2,000,000	Westpac Capital Trust IV 5.26% due 12/29/49(c)	1,800,000
	社債計	<u>5,605,974</u>
	国債(5.6%)	
10,000,000	U.S. Treasury Notes 1.00% due 08/31/16	10,109,380
5,000,000	2.13% due 08/15/21	5,128,125
10,000,000	4.25% due 09/30/12	10,305,080
15,000,000	4.50% due 03/31/12	15,160,545
	国債計	<u>40,703,130</u>
	米国計	<u>46,309,104</u>
	債券計(費用 728,186,661 ドル)	<u>670,338,618</u>

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2011年12月31日

元本金額	有価証券の明細	公正価値
	短期投資(6.4%)	
	ドイツ(6.4%)	
	定期預金(6.4%)	
USD 46,388,334	Banco Santander - Frankfurt 0.03% due 01/03/12	46,388,334
	定期預金計	46,388,334
	ドイツ計	46,388,334
	米国(0.0%)	
	定期預金(0.0%)	
HKD 66,319	BBH - Grand Cayman 0.01% due 01/03/12	8,538
EUR 240	0.06% due 01/02/12	310
	定期預金計	8,848
	米国計	8,848
	短期投資計(費用 46,397,182 ドル)	46,397,182
	投資総額(費用 774,583,843 ドル) - 98.7%	716,735,800
	負債を上回る現金と他の資産 - 1.3%	9,081,270
	純資産 - 100.0%	725,817,070

- Ⓐ) 私募 転売に制限がかけられており、直ちに市場を利用できない可能性がある。このような証券を市場価格合計で 2,692,500 ドル、純資産の 0.4% を保有している。
- Ⓑ) 144A 証券 - 1933 年証券取引法の規則 144A の下で SEC への登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関購入者に転売が可能である。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされない。
- Ⓒ) 2011 年 12 月 31 日時点の変動金利証券。

## 為替先物契約

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/(損)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	9,046,000	2012年1月5日	USD	115,958	1,615
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	119,656,000	2012年1月5日	USD	1,533,835	21,362
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	1,899,000	2012年1月6日	USD	24,441	241
USD	Royal Bank of Scotland Plc.	1,981,416	2012年1月20日	EUR	1,520,000	8,020
						31,238

## アジア通貨・クラスの為替先物契約

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/(損)
CNY	Brown Brothers Harriman & Co.	108,356,381	2012年1月30日	USD	17,076,333	127,545
IDR	Brown Brothers Harriman & Co.	154,745,822,654	2012年1月30日	USD	17,020,080	569
INR	Brown Brothers Harriman & Co.	896,173,418	2012年1月30日	USD	16,927,663	(146,959)
						(18,845)

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド  
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

## 投資明細表

2011年12月31日

## ブラジル・レアル・クラスの為替先物契約

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/(損)
BRL	Brown Brothers Harriman & Co.	1,130,092,890	2012年1月30日	USD	607,380,532	ドル (5,449,689)

## 日本円・クラスの為替先物契約

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益/(損)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	2,905,030,122	2012年1月30日	USD	37,386,846	ドル 384,532

為替先物契約による評価益	ドル	543,884
為替先物契約による評価損		(5,596,648)
	ドル	(5,052,764)

## 通貨の略称

BRL	ブラジル・レアル
CNH	香港のオフショアで取引される人民元
CNY	人民元
EUR	ユーロ
HKD	香港ドル
IDR	インドネシア・ルピア
INR	インド・ルピー
JPY	日本円
USD	米ドル

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成します。

## 1. 組織

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (以下「当ファンド」)は Daiwa Global Trust (以下「当トラスト」)のシリーズ・トラストである。当ファンドはケイマン諸島で設立されたオープンエンド型のユニットトラストである。当トラストはケイマン諸島法に基づいて設立された信託会社であるBrown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (以下「受託会社」)によって執行された 信託宣言に従って設立された。当

ファンドは2011年7月22日に業務を開始した。

当ファンドのために、アジア通貨・クラス、ブラジル・リアル・クラス、日本円・クラス、米ドル・クラスの4つのクラス（以下それぞれを「クラス」（単数）、全体を「クラス」（複数）とする）の受益証券が発行された。米ドルを機能通貨とする米ドル・クラスを除くすべてのクラスが日本円（以下「機能通貨」）で販売、買戻し償還、および分配を行う。各クラスが同様の資産プールに投資する。各通貨建ての各クラスは、ヘッジの対象とならない米ドル・クラスを除き、米ドルに対してヘッジされる。

当ファンドの投資目標は、アジア地域において主たる事業活動を行っている発行者の高利回りだが投資適格等級を下回る債券に主に投資し、通貨運用会社によって確立された通貨オーバーレイを利用することにより高水準の運用収益と純資産の増加を追求することにある。

当ファンドの投資運用会社は FIL Investment Management (Hong Kong) Limited（以下「投資運用会社」）である。他の関連当事者については注記7を参照されたい。

## 2. 重要な会計方針

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「U.S. GAAP」）に準拠して財務諸表を作成する際に継続的に従っている重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと仮定を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違ってくる可能性がある。

**(A) 受益証券の純資産価額の決定。** 当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価額は、当ファンドの純資産価額（「純資産価額」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額）をその時点の当ファンドの発行済みの受益証券総口数で割って算出される。当ファンドの純資産価額は、各取引日の業務終了時に計算される。取引日とは香港、ロンドン、ニューヨーク、および東京の銀行が業務を行っている日、ならびに受託会社が適宜決定するその他の日を意味する。

米ドル以外で表示されたすべての資産（存在する場合）は、承認された独立プライシング・サービスからのロンドン時間午後4時時点のスポット・レートを使用して米ドル換算に転換される。各クラスの受益証券1口当たりの純資産価格は、承認された独立プライシング・サービスからのロンドン時間午後4時時点のスポット・レートを使用して日本円に換算される。

**(B) 証券評価。** 純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、最後に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、またはプライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。

国内および海外債券と非上場デリバティブは通常、確立されたマーケットメーカー、またはプライシング・サービスから入手する相場価格をベースに評価される。独立プライシング・サービスから入手する価格は、マーケットメーカーから提供される情報、または同様の特徴を持つ投資対象または有価証券に関連した利回りデータから取得される市場価額の見積りを利用している。遅延引渡しベースで購入される特定の債券は、先渡し決済日での決済までは日々ベースで時価評価される。満期60日以下の短期投資対象は、公正価値に近似する償却原価で計上される。

市場相場価格がすぐには入手できない有価証券およびその他の資産は、Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）が投資運用会社からのアドバイスに従って誠実に決定した公正価値によって評価される。当ファンドの有価証券や資産の価額に実質的な影響を与えるような事象が関係市場の取引終了後に起こるケースを含め、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ（例えば売買情報、ビッド/アスク情報、ブローカー相場など）が存在しないような状況においては、市場相場はすぐには入手できないとみなされる。加えて、有価証券が取引されている取引所または市場が特別な状況のために終日取引が行われず、その他の相場価格も入手できない場合には、市場相場はすぐには入手できないとみなされる。管理会社は当ファンドの有価証券または資産の価額に

重大な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

当ファンドが純資産価額を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、投資運用会社またはその指示の下に行動する人物が公正価値を正確に反映していると感じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要する場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価値の計算をもたらすことにあるが、当ファンドは投資運用会社またはその指示の下に行動する人物によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に売却される場合(例えば強制競売または清算売却の際)に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。当ファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

**公正価値の測定** - U.S. GAAP に基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価(レベル1測定)に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価(レベル3評価)に置かれている。同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- レベル1 - 当ファンドが測定日にアクセス可能な同一の投資の活発な市場における調整前の相場価格を反映するインプット。
- レベル 2 - 相場価格以外で、資産または負債のために直接的または間接的に観察可能なインプットで、これには活発とはみなされない市場のインプットが含まれる。
- Level 3 - 観察不能なインプット。

インプットは様々な評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる仮定を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する仮定を参照する。インプットには価格情報、特定および広範な信用データ、流動性統計、およびその他の要素が含まれる。公正価値階層内での金融商品のレベルは、公正価値の測定にとって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は投資運用会社による重要な判断を必要とする。投資運用会社は、観測可能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検証可能で、非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内での金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同投資のリスクに対する投資運用会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

**投資対象**。活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル1 に分類される投資対象には通常、特定の転換社債、投資適格社債、米政府債、およびソブリン債が含まれる。こうした商品の相場価格は、当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、調整されない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象はレベル2に分類される。これらには通常、社債、投資適格社債、およびソブリン債が含まれ、特定の先物および先渡し取引も含まれる。レベル2 の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、価額は、一般的に

入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。

**デリバティブ商品**。当ファンドは予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは当ファンドがファンドの他の保有商品に関連したリスクを相殺するためにデリバティブを使う戦略である。ヘッジは損失を減らすことができるが、もし市場が当ファンドの想定とは異なった形で動いたり、あるいはデリバティブのコストがヘッジによる利益を上回る場合には、利益を減らすか、ゼロにしたり、あるいは損失をもたらす場合がある。またヘッジにはデリバティブの価額の変化が当ファンドが予想したヘッジ対象保有商品の価額の変化とマッチしないというリスクがあり、その場合はヘッジ対象の保有商品に係る損失が減らずに増える可能性もある。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らしたり、あるいはヘッジ取引が利用可能になるか、あるいは費用効果が高いものとなるかどうかについては保証できない。当ファンドはヘッジの利用を義務付けられておらず、ヘッジを利用しないことも選択できる。もし当ファンドがデリバティブ商品に投資する場合には、投資元本を上回る損失を被る場合もある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用できるというわけでもなく、それが有益である場合に他のリスクに対するエクスポージャーを減らすためこうした取引を行うと保証することもできない。

デリバティブ商品は取引所で取引できるか、あるいは店頭（OTC）取引で非公開で売買される。先物契約や上場オプション契約といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル1 かレベル2 に分類される。

為替先物契約およびスワップ契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、カウンターパーティー、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価される。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。包括的な為替先物契約およびスワップ契約などの特定のOTCデリバティブは一般的に市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル2 に分類される。

流動性が少ないか、あるいはインプットが観測不能なOTCデリバティブはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの価額評価にレベル1 ないしレベル2 のインプットを一部利用することができる一方、それらはまた、公正価値の決定にとって重要とみなされる他の観測不能なインプットを含んでいる。いずれの測定日においても、レベル1 とレベル2 のインプットは観測可能なインプットを反映して更新される。ただし、それに伴う利得と損失は、観測不能なインプットの重要性のため、レベル3 内で反映される。

## ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

### 財務諸表への注記

2011年12月31日

以下の表は貸借対照表に記載された2011年12月31日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内のレベル別に示したものである。\*

債券	(調整前)			2011年12月 31日時点の 公正価値
	同一の投資対 象に対する 活発な市場の 相場価格 (レベル1)	重要でその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要で 観察不能な インプット (レベル3)	
オーストラリア	1,000	3,243,000	1,000	3,243,000
バミューダ諸島	-	37,487,518	-	37,487,518
英領ヴァージン諸島	-	51,921,917	-	51,921,917
カナダ	-	7,140,000	-	7,140,000
ケイマン諸島	-	165,307,920	-	165,307,920
香港	-	40,543,091	-	40,543,091
インド	-	27,652,574	-	27,652,574
インドネシア	-	50,044,600	-	50,044,600
日本	-	3,744,050	-	3,744,050
ジャージー諸島	-	8,150,000	-	8,150,000
マレーシア	-	6,101,198	-	6,101,198
Mauritius	-	2,751,610	-	2,751,610
オランダ	-	64,120,627	-	64,120,627
フィリピン	-	3,992,190	-	3,992,190
シンガポール	-	72,264,219	-	72,264,219
韓国	-	54,388,540	-	54,388,540
スリランカ	-	3,941,460	-	3,941,460
英国	-	21,235,000	-	21,235,000
米国	-	46,309,104	-	46,309,104
定期預金	46,397,182	-	-	46,397,182
<b>投資計</b>	<b>1,000 46,397,182</b>	<b>1,000 670,338,618</b>	<b>1,000 -</b>	<b>1,000 716,735,800</b>
為替先物契約による評価益	-	543,884	-	543,884
為替先物契約による評価損	-	(5,596,648)	-	(5,596,648)
<b>投資計</b>	<b>1,000 46,397,182</b>	<b>1,000 665,285,854</b>	<b>1,000 -</b>	<b>1,000 711,683,036</b>

\* 有価証券の分類についてさらに情報が必要な場合には、投資明細表を参照されたし。

(C) 有価証券取引と投資収益。有価証券取引は財務報告上、取引日現在で記録される。売却証券からの実現利益および損失は個別原価方式で記録される。有価証券のディスカウントおよびプレミアムは実効利回りベースで償却/増価される。金利収益は発生主義ベースで記録される。配当収益は配当権利落ち日に記録される。投資収益は外国税額を差し引いて記録される。

(D) 分配方針。受託会社は投資運用会社に対して受益者に分配を行う権限を委任した。分配金は、当期の純投資収益、純実現キャピタルゲインおよび未実現キャピタルゲイン(評価益)、ならびにファンドの元本から支払われる。

これに従って投資運用会社は2011年9月に始まる各月の17日現在の登録受益者に対して同18日(もし18日が営業日ではない場合はその前営業日)に月次分配金を支払う方針である。営業日とは香港、ロンドン、ニューヨーク、および東京の銀行が営業している日、ないしは受託会社が適宜決定できる日を意味する。

分配金は自動的に再投資され、手取金は各受益者の口座に反映される。

受託会社は分配方針を変更し、受託会社が投資運用会社と協議して適宜決め、受益者の決議による承認を受けた金額と頻度で分配金を支払うか、支払いを実施させることができる。

2011年12月31日に終わった会計期間に発表され、再投資された分配金は次の通りである。

受益者への分配金		金額
アジア通貨・クラス	ドル	3,156,445
ブラジル・リアル・クラス		52,165,605
日本円・クラス		877,675
分配金総額	ドル	56,199,725

(E) **現金と外貨**, 当ファンドの機能通貨はクラスDが米ドルで、それ以外のクラスはすべて日本円となっている。報告通貨は米ドルである。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は為替評価損益として記録される。投資有価証券の評価価値の増価ないしは減価に伴う実現損益または評価損益、収益および費用はそれらの取引の実行日と報告日にそれぞれ換算される。外貨の為替レートの変化が投資対象である有価証券およびデリバティブに与えた影響は、損益計算書の中で当該証券の市場価格及び価値の変動による影響とは別扱いにはされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

(F) **為替先物契約**, 当ファンドは有価証券の一部または全部に関連した通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先物契約を結ぶことができる。為替先物契約は将来の一定の日に指定価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先物契約の公正価値は先物為替レートの変化に従って変動する。為替先物契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティーが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化した場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先物契約を結ぶことも認められている。特定クラスの為替先物契約から生じる損益はこれらの特定クラスに配分される。

(G) **デリバティブ商品**, ASC 815-10-50 はデリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を義務付けている。それは当ファンドが a) 事業体がどのような形でなぜデリバティブ商品を利用するのか、b) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はどのように説明されるのか、c) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品は事業体の財政状態、財務業績、およびキャッシュフローにどのような影響を与えるのか を開示することを求めている。当ファンドはいかなるデリバティブ商品もASC 815に基づくヘッジ商品に指定していない。

当ファンドは金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）、先物および為替先物契約を含む様々なデリバティブ商品を、それぞれの主たるエクスポージャーを金利、クレジット、あるいは為替リスクに置いて、主に売買目的のために取引することができる。これらのデリバティブ商品の公正価値は貸借対照表に含まれ、公正価値の変化は損益計算書の中で実現損益、または評価損益のネットの変化として反映される。当会計期間においては当ファンドによるデリバティブ商品の取引は為替先物契約だけで構成された。

#### 2011年12月31日時点の貸借対照表におけるデリバティブ商品の影響

デリバティブ商品はASC 815に基づくヘッジ商品に該当しない

場所	外国為替契約
資産デリバティブ	

為替先物契約における評価益	ト`ル	543,884
---------------	-----	---------

**負債デリバティブ**

為替先物契約における評価損	ト`ル	(5,596,648)
---------------	-----	-------------

**2011年7月22日（業務開始日）から 2011年12月31日までの期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響**  
**デリバティブ商品はASC 815に基づくヘッジ商品に該当しない**

場所	外国為替契約
為替先物契約における実現損の純変動	ト`ル (99,372,008)
為替先物契約における評価損の変動	ト`ル (5,052,764)

2011年7月22日（業務開始日）から2011年12月31日までの期間の未決済の為替先物契約の平均想定元本は概ね以下のとおりである：

当ファンドレベル	ドル	9,639,979
アジア通貨・クラス	ドル	47,953,755
ブラジル・レアル・クラス	ドル	612,462,097
日本円・クラス	ドル	24,521,383

**3. 受益証券**

2011年12月31日現在、すべての発行済み受益証券は大和投資信託が設立した受益者2社が保有していた。これら2社は純資産のそれぞれ96.15%と3.85%の持分を保有している。

**(A) 受益証券の当初購入申込額。** 当初最低申込額は受益証券1口当たり100円の価格で10,000,000円となっているが、受託会社が投資運用会社と協議の上その裁量で少なくとも100,000米ドルに、または他のいかなる通貨の場合においても米ドル換算で同額を下回らないことを条件に、引き下げることが可能である。

**(B) その後の受益証券への購入申込額。** 受益証券の当初発行後は適格投資家は、その後のいかなる申込日においても、受益証券1口当たり純資産価額に等しい申込価格で受益証券の購入を申込みことができる。

**(C) 買戻し償還。** 各受益者は委託会社または正当に指定されたその代理人に対して、保有受益証券の全部または一部を、当該買戻し償還日の1口当たり純資産価値を意味する買戻し償還価格で買戻すことを求める買戻し償還通知を出すことができる。

受託会社はいかなる時においても、いかなる理由であっても、5営業日を下回らない期間の書面による受益者への事前通知によって、1口当たり実勢純資産価額から受託会社が負担した経費または受益証券保有者が支払うべき金額を差し引いた価額で保有受益証券の全部またはいかなる部分も買戻すことができる。

#### 4. 市場、信用、戦略リスク

当ファンドの投資対象は投機的で、高い度合いのリスクを伴う。いかなるファンドとも同様に、当ファンドがその目標を達成すること、あるいは当ファンドのパフォーマンスがいかなる期間においても黒字になるということは保証できない。従って受益証券の購入を予定している投資家は以下のリスク要因を考慮に入れるべきである。これらのリスク要因は当ファンドへの投資に関連したすべてのリスク要因を網羅した完全なリストではない。

##### 市場リスクと選択リスク

市場リスクとは当ファンドが投資する1つあるいは複数の市場の価格が下落するリスクで、それには市場が予測し難い急落を演じる可能性が含まれる。選択リスクとは、投資運用会社が選択する証券が、市場、関連指数、または同様の投資目標と投資戦略を持つ他のファンドが選択した証券をアンダーパフォームするリスクを言う。

##### 金利変動リスク

金利変動リスクは、金利が低下するときに債券の価格が全般的に上昇し、金利が上昇するときにそれらの価格が下落するリスクを指す。長期証券の価格は一般的に、短期証券の価格よりも金利の変化により大きく反応して変動する。当ファンドは、短期金利または長期金利が急上昇したり、あるいは投資運用会社が予想しなかったような変化を示した場合に損失を被る可能性がある。

##### 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行者が期日までに金利の支払いや元本の返済ができなくなるリスクを言う。発行者の信用格付けの変更、あるいは発行者の信用状態に対する市場の受け止め方も、同発行者に対する当ファンドの投資の評価額に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは発行者の財政状態および負債の条件の双方に左右される。

##### 外国証券リスク

外国市場で取引されている証券は（常にとは言わないまでも）しばしば、米国で取引されている証券とは異なったパフォーマンスを示す。しかしながら、こうした投資対象は米国の投資対象には見られない特別のリスクを伴うことがしばしばあり、これはファンドが損失を被る可能性を高め得るものとなる。

特に、外国取引所では投資家が少なく、有価証券の1日当たりの取引量が小さいため、当ファンドはこれら取引所での証券の売買がより難しくなる恐れがあるというリスクにさらされている。これに加えて、外国証券の価格は米国、または投資家の居住する司法管轄区で取引される証券の価格よりも大きく上下に変動する可能性がある。

幾つかの外国市場の経済は米国経済や投資家の居住する司法管轄区の経済に比較して、国内総生産（GDP）成長率、資本の再投資、資源、国際収支ポジションといった面で有利でない場合がある。一部外国経済は特定の産業または外国資本に大きく依存する傾向にあり、外交面の動き、特定の国または諸国に対する経済制裁の実施、国際貿易パターンの変化、貿易障壁、およびその他の保護主義的措置や報復措置に対してより脆弱である。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業ないし産業の国有化、資産接収、あるいは懲罰税の適用といった政府の措置によって悪影響を受ける恐れもある。加えて、一部の国の政府はその国の資本市場または特定の産業に対する外国からの投資を禁止したり、大幅に制限する場合がある。こうした行動はいずれも、証券価格に深刻な影響を与える恐れがあるほか、外国証券を売買したり、あるいは当ファンドの資産または収益をその居住する司法管轄区またはその資産が保管されている司法管轄区に移転する上での当ファンドの能力を損ない、あるいはファンドの業務に他の形で悪影響を与える可能性もある。その他の潜在的な外国市場リスクとしては、外国為替規制、証券の価格決定の困難性、外国政府証券のデフォルト、外国法廷における法的判断を履行することの難しさ、ならびに政治的、社会的不安定性が含まれる。一部においては、投資家が利用可能な法的救済措置は投資家の本国の司法管轄区で利用可能な措置ほど広範ではない場合がある。

##### 為替リスク

当ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は当ファンドの機能通貨以外の通貨で表示、あるいは価格が表示される場合がある。このために外国通貨の為替レートの変化がファンドのポートフォリオの価額に影響を与え

る可能性を持つ。一般的には当ファンドの機能通貨の価額が他の通貨に対して上昇すれば、他の通貨建ての証券は、価額を低下させることになる。というのは、当該通貨をファンドの機能通貨へ換算する際に価額が低下する効果もたらされているためである。これとは逆に、ファンドの機能通貨の価値が別の通貨に対して低下すれば、同通貨建ての証券の価額は上昇する。一般に「為替リスク」として知られるこのリスクは、当ファンドの強い機能通貨が投資家へのリターンを減らし、弱い機能通貨はこれらのリターンを高める可能性があることを意味している。

当ファンドまたはその各クラスは、適用可能な場合は様々なタイプの外貨取引を利用することによってファンドまたはクラスのパフォーマンスに貢献するような特定の通貨ないし複数の通貨のパフォーマンスを活用することができる。投資運用会社が成功する通貨プログラムを採用するという保証はなく、当ファンドまたはクラスは機能通貨の価格がファンドまたはクラスの他の諸通貨に対して下落するときには、その通貨活動に起因する損失を被る可能性もある。加えて、当ファンドまたは各クラスは投資運用会社が指定する通貨戦略に関連した取引コストが生じる。

## デリバティブ

当ファンドはその投資対象をヘッジしたり、あるいはリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは当ファンドがそのリスク・エクスポージャーを他のタイプの商品よりも迅速かつ効率的に高めたり減らしたりすることを可能にする。デリバティブは変動性が高く、以下を含めた重要なリスクを伴う。

- ・ **信用リスク** — デリバティブ取引のカウンターパーティー（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金銭債務を履行できなくなるリスク。
- ・ **レバレッジ・リスク** — 比較的小さな市場相場の動きが投資対象の価値の大幅な変化を招く可能性のある特定のタイプの投資対象または投資戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初の投資額を大きく超える損失を招く可能性もある。
- ・ **流動性リスク** — 特定の証券について、売り手が売りたいときに、あるいは同証券が現在それだけの価値があると売り手が考える価格で、売却することが困難あるいは不可能になるリスク。

デリバティブはその価額が原資産、参照レートまたは指数の価額に、依存または由来する金融契約である。当ファンドは通常、原資産にポジションを構築する代替として、または金利リスクや為替リスクといった他のリスクへのエクスポージャーを減らすための戦略の一環としてデリバティブを利用する。当ファンドはまた、デリバティブをレバレッジのために利用する場合もあり、このケースではレバレッジ・リスクが伴う。

当ファンドによるデリバティブ商品の利用は、証券およびその他の在来型投資対象に直接投資することに係るリスクとは異なったリスクを伴う。デリバティブは金利リスク、市場リスク、信用リスクなど、この項の他の部分で説明した幾つかのリスクにさらされる。デリバティブはまた、ミスプライシングまたは不適切な価額評価のリスクを伴い、デリバティブの価額の変化が原資産、レートまたは指数の変化と完全には相関しないリスクを持つ。もし当ファンドがデリバティブ商品に投資する場合には、投資元本額を超える損失を招く恐れもある。また、いかなる状況においても適切なデリバティブ取引が利用可能になるというわけではなく、有益と見られる場合においても当ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすためにこれらの取引を行うという保証はない。

## 社債

当ファンドが投資する社債は、発行者がその義務に従って元本および金利の支払いを満たせなくなるというリスクを伴い、また金利への感応性、発行者の信用度に対する市場の受け止め方、および全般的な市場の流動性などの要因によって価格のボラティリティにさらされる可能性がある。金利が上昇するときには社債の価格は下落することが予想できる。満期がより長期の社債は、満期がより短期の社債よりも金利の動きに対する感応度が高くなる傾向にある。

## ソブリン債

当ファンドはソブリン債に投資することができる。これらの証券は外国政府によって発行されたか、あるいは保証された証券である。こうした投資対象は、政府がそのソブリン債について、例えばキャッシュフロー上の問題、外貨準備の不足、政治的要因、経済の規模に比較した政府債務ポジションの相対的大きさ、あるいは国際通貨基金（IMF）や他の国際機関によって求められた経済改革を履行できないことなどの理由から、期日が来ても金利の支払いまたは元本の返済を遅延するか拒否するリスクにさらされる。もし政府がデフォルトに陥れば、支払いのための猶予期間を要請したり、新たな融資を要請することができる。政府が支払いを行わない場合にソブリン債に対する債権を回収する法律のプロセスは存在せず、政府が返済しなかったソブリン債に対する債権のすべてまたは一部を回収できるようにするための破産手続きも存在しない。

## 5. 保証と補償

当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の営業過程において、当ファンドは様々な補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドのエクスポージャーの限度がどうなるかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ起こっていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

## 6. 所得税

当トラストは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。そのため、当トラストを構成する資産、または当トラストの下で生じる収益に対しても税は適用されない。当該資産または収益に関する限り、当トラストの受益者に対しても税は適用されない。当トラストまたはいずれのファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻し償還に伴う純資産価額（NAV）の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当は何もなかった。

当トラストは全般的に、米国連邦所得税の目的上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないように、その活動を実施することを意図している。特に当トラストは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適切となることを意図している。同法に基づき当トラストは、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティーに限定される場合には、当該事業に従事しているとはみなされない。もし当トラストの収益のどれも当トラストの米国における取引または事業と実質的に関連していない場合でも、当トラストが米国を源泉として得る特定のカテゴリーの収益（配当金および特定の種類の金利収益を含む）は30%の米国の税金が課され、この税金は一般的に当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準成文化740）は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大ベネフィットが減額される。受託会社は当ファンドの税務ポジションを審査し、財務諸表の中で税金の引当ては必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは何も存在しない。

2011年12月31日現在、時効に係る法令に基づき、引き続き主要な税務管轄の調査対象となっている税務年度は当ファンドの営業開始から現在に至るまでの期間である。

## 7. 報酬および費用

### (A) 管理会社報酬

Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）は当ファンドから、1年当たり45,000ドルを下限額とする月次報酬を受け取る。月次報酬の年率下限額は管理会社によって最初の6ヶ月間は適用が免除された。管理会社は純資産の最初の5億ドルに対して0.06%、次の5億ドルについては0.05%、10億ドルを超える部分に対しては0.04%の年間報酬を受け取る。会計期間中に管理会社が稼得した報酬と、期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

#### (B) 保管報酬

Brown Brothers Harriman & Co.（以下「保管会社」）は資産の市場動態に依存する資産ベースの取引手数料を受け取る。会計期間中に保管会社が稼得した報酬と、期末時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

#### (C) 為替仲介業者報酬

Brown Brothers Harriman & Co.（以下「為替仲介業者」）はパッシブヘッジ受益証券クラスの資産について0.01%の年率手数料を受け取る。会計期間中に為替仲介業者が稼得した報酬と、期末時点での為替仲介業者への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

#### (D) 名義書き換え代理報酬

Brown Brothers Harriman & Co.（以下「名義書き換え代理会社」）はすべての資産に対する0.01%の年間報酬と1取引当たり10ドルの報酬を受け取る。会計期間中に名義書き換え代理会社が稼得した報酬と、期末時点での名義書き換え代理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

#### (E) 受託会社報酬

受託会社は当ファンドの全資産による純資産価額の0.01%を年間報酬として受け取る。報酬は1カ月ごとに後払いで支払われる。報酬は年率10,000ドルの下限額が設定されている。報酬は1年未満の期間については比例配分される。最低年額報酬を月割りにした報酬について最初の6ヶ月間については、受託会社によって免除された。会計期間中に受託会社が稼得した報酬と、期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

#### (F) 投資運用報酬

投資運用会社は当ファンドの資産の0.60%を年間報酬として受け取る。報酬は1カ月ごとに後払いで支払われる。会計期間中に投資運用会社が稼得した報酬と、期末時点での投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

#### (G) 設立費

当トラストおよび当ファンド設立の法的費用に関連した設立費はファンドの資産から支払われ、ファンドの設立から5会計年度にわたって償却される。2011年12月31日現在2,167ドルが償却済みで、182,447ドルが未償却となっている。

当ファンドはその業務に関連したその他の経費を負担することができる。それらは以下を含み、それらだけに限定されない。(i) 政府手数料；(ii) ブローカー費用および手数料、ならびにその他のポートフォリオ取引経費；(iii) 金利費用を含む資金借入費用；(iv) 訴訟費用および補償経費を含む特別経費；(v) 設立費；そして(vi) 監査報酬である。

### 8. 会計関係の最近の公告

2011年5月に米財務会計基準審議会（以下「FASB」）は会計基準書アップデート第2011-04号「公正価値の測定および開示（トピック820）- U.S. GAAP の共通公正価値測定および開示規定を達成するための改訂」（以下「ASU 2011-04」）を公表した。ASU 2011-04 は既存の公正価値測定基準の適用を明確化、公正価値の測定に関連した幾つかの原則を修正し、公正価値測定に関する追加的開示を求めている。

同指針は公正価値測定における最有効使用および評価の前提という概念が非金融資産の公正価値測定に対してだけ適切で、金融資産および負債の公正価値の測定に対しては適切ではないことを明示している。新しい指針の下では、要求される開示が拡大され、特にレベル3の公正価値階層に分類される公正価値測定については、使用される観察不能なインプットについての定量的な情報と採用された評価プロセスの説明が要求されている。

ASU 2011-04 は2011年12月15日以降に開始する会計年度において実施され、将来に向かって適用される。当ファンドは現在、同指針が財務諸表に与える影響を評価中である。

2011年12月にFASBは会計基準書アップデート第2011-11号「資産と負債の相殺に関する開示」を公表した。これは特定の金融商品およびデリバティブ商品に関連した相殺権の影響または潜在的影響を含め、相殺取決めによる事業体の財務ポジションに対する影響または潜在的影響を利用者が評価できるようにするための開示の強化を求めている。改訂は2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用される。当ファンドは現在、同指針が財務諸表に与える影響を評価中である。

## 9. 後発事象

受託会社は会計期間の期末から財務諸表が発表された日に当たる2012年4月25日までのその後のすべての取引と事象を評価した。当ファンドに関連して報告すべき後発事象は何もない。

[次へ](#)

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,568,822	10,604,395
国債証券	99,985,910	29,995,469
流動資産合計	110,554,732	40,599,864
資産合計	110,554,732	40,599,864
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1	110,199,773
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	354,959	148,995
元本等合計	110,554,732	40,599,864
純資産合計	110,554,732	40,599,864
負債純資産合計	110,554,732	40,599,864

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券  個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 （但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
1. 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	110,196,779円	110,199,773円
同期中における追加設定元本額	2,994円	- 円
同期中における一部解約元本額	- 円	69,748,904円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
ダイワ/ロジャーズ国際コモディティ™・ファンド	110,196,779円	40,447,875円
ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）	998円	998円

ダイワ/フィデリティ・アジア ・ハイ・イールド債券ファンド （通貨選択型）ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	998円	998円
ダイワ/フィデリティ・アジア ・ハイ・イールド債券ファンド （通貨選択型）アジア通貨・ コース（毎月分配型）	998円	998円
計	110,199,773円	40,450,869円
2. 本報告書における開示対象ファンド の特定期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	110,199,773口	40,450,869口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成24年7月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	7,176	2,969

合計	7,176	2,969
----	-------	-------

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成23年12月10日から平成24年1月4日まで、及び平成23年12月10日から平成24年7月3日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0032円 (10,032円)	1.0037円 (10,037円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	279 国庫短期証券	30,000,000	29,995,469	
国債証券 合計			29,995,469	
合計			29,995,469	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース  
（毎月分配型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年1月5日から平成24年7月3日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース  
（毎月分配型）】

## ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)ブラジル・リアル・コース(毎月分配型)

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 平成24年1月4日現在	当 期 平成24年7月3日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,222,204,763	1,105,695,287
投資信託受益証券	46,839,730,356	47,127,643,861
親投資信託受益証券	1,001	1,001
未収入金	121,554,999	-
流動資産合計	48,183,491,119	48,233,340,149
資産合計		
	48,183,491,119	48,233,340,149
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	757,030,864	771,861,628
未払解約金	120,008,600	-
未払受託者報酬	1,260,040	1,166,367
未払委託者報酬	44,101,532	40,823,260
その他未払費用	1,727,098	1,986,553
流動負債合計	924,128,134	815,837,808
負債合計		
	924,128,134	815,837,808
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 63,085,905,376	<sup>1</sup> 64,321,802,334
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	<sup>2</sup> 15,826,542,391	<sup>2</sup> 16,904,299,993
(分配準備積立金)	1,598,817,316	1,195,955,565
元本等合計	47,259,362,985	47,417,502,341
純資産合計		
	47,259,362,985	47,417,502,341
負債純資産合計		
	48,183,491,119	48,233,340,149

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成23年7月22日 至 平成24年1月4日		自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日	
営業収益				
受取配当金	4,011,256,419		4,538,887,480	
受取利息	411,216		181,881	
有価証券売買等損益	15,624,046,063		535,775,236	
営業収益合計	11,612,378,428		4,003,294,125	
営業費用				
受託者報酬	6,908,711		8,176,961	
委託者報酬	241,806,539		286,195,132	
その他費用	1,727,098		1,986,553	
営業費用合計	250,442,348		296,358,646	
営業利益又は営業損失（ ）	11,862,820,776		3,706,935,479	
経常利益又は経常損失（ ）	11,862,820,776		3,706,935,479	
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,862,820,776		3,706,935,479	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	35,880,293		35,806,916	
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-		15,826,542,391	
剰余金増加額又は欠損金減少額	251,500,385		757,325,826	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	251,500,385		757,325,826	
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,014,288,517		859,258,323	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,014,288,517		859,258,323	
分配金	1 2,236,813,776		1 4,646,953,668	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	15,826,542,391		16,904,299,993	

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日  平成24年1月3日が休日のため、前特定期間末日を平成24年1月4日としております。このため、当特定期間は181日となっております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成24年1月4日現在	当期 平成24年7月3日現在
1. 1期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	47,056,404,348円 17,463,056,603円 1,433,555,575円	63,085,905,376円 5,615,347,102円 4,379,450,144円
2. 特定期間末日における受益権の総数	63,085,905,376口	64,321,802,334口
3. 2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,826,542,391円であり ます。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,904,299,993円であり ます。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成23年7月22日 至 平成24年1月4日	当期 自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日

## 1 分配金の計算過程

(自平成23年7月22日 至平成23年8月3日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は0円であるため、分配を行っておりません。

(自平成23年8月4日 至平成23年9月5日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は0円であるため、分配を行っておりません。

(自平成23年9月6日 至平成23年10月3日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,590,443,293円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(23,779,450円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は1,614,222,743円(1万口当たり279.25円)であり、分配を行っておりません。

(自平成24年1月5日 至平成24年2月3日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(754,004,878円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(285,401,438円)及び分配準備積立金(1,591,204,737円)より分配対象額は2,630,611,053円(1万口当たり411.03円)であり、うち768,006,311円(1万口当たり120円)を分配金額としております。

(自平成24年2月4日 至平成24年3月5日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(769,567,922円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(361,985,045円)及び分配準備積立金(1,544,729,813円)より分配対象額は2,676,282,780円(1万口当たり412.17円)であり、うち779,177,519円(1万口当たり120円)を分配金額としております。

(自平成24年3月6日 至平成24年4月3日)  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(773,216,087円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(389,292,040円)及び分配準備積立金(1,514,942,115円)より分配対象額は2,677,450,242円(1万口当たり411.85円)であり、うち780,125,895円(1万口当たり120円)を分配金額としております。

<p>(自平成23年10月4日 至平成23年11月4日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(764,314,684円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(135,167,219円)及び分配準備積立金(1,581,136,759円)より分配対象額は2,480,618,662円(1万口当たり409.76円)であり、うち726,458,622円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成24年4月4日 至平成24年5月7日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(732,438,962円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(397,077,389円)及び分配準備積立金(1,489,787,095円)より分配対象額は2,619,303,446円(1万口当たり405.67円)であり、うち774,816,230円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成23年11月5日 至平成23年12月5日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(762,657,603円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(222,240,899円)及び分配準備積立金(1,610,981,327円)より分配対象額は2,595,879,829円(1万口当たり413.51円)であり、うち753,324,290円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成24年5月8日 至平成24年6月4日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(680,153,810円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(408,677,105円)及び分配準備積立金(1,432,860,868円)より分配対象額は2,521,691,783円(1万口当たり391.48円)であり、うち772,966,085円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>
<p>(自平成23年12月6日 至平成24年1月4日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(745,876,435円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(244,610,438円)及び分配準備積立金(1,609,971,745円)より分配対象額は2,600,458,618円(1万口当たり412.21円)であり、うち757,030,864円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成24年6月5日 至平成24年7月3日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(636,943,761円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(416,839,812円)及び分配準備積立金(1,330,873,432円)より分配対象額は2,384,657,005円(1万口当たり370.74円)であり、うち771,861,628円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区分	当期
	自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期
	平成24年7月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,704,033,702	1,853,421,804
親投資信託受益証券	0	0
合計	2,704,033,702	1,853,421,804

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

当期 自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	前期 平成24年1月4日現在	当期 平成24年7月3日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7491円 (7,491円)	0.7372円 (7,372円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ASIA HY BOND FUND BRL	659,238,527.610	47,127,643,861	
投資信託受益証券 合計			47,127,643,861	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	998	1,001	
親投資信託受益証券 合計			1,001	
合計			47,127,644,862	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンド及び同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド ブラジル・リアル・クラス」の状況

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年1月5日から平成24年7月3日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

【ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）】

## ダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成24年1月4日現在	当 期 平成24年7月3日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	121,815,586	101,401,669
投資信託受益証券	3,951,406,736	5,011,561,307
親投資信託受益証券	1,001	1,001
未収入金	9,046,000	-
流動資産合計	4,082,269,323	5,112,963,977
資産合計	4,082,269,323	5,112,963,977
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	43,340,739	52,103,898
未払解約金	9,021,574	-
未払受託者報酬	104,654	124,851
未払委託者報酬	3,663,270	4,369,935
その他未払費用	135,036	200,047
流動負債合計	56,265,273	56,798,731
負債合計	56,265,273	56,798,731
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sub>1</sub> 4,815,637,717	<sub>1</sub> 5,789,322,109
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sub>2</sub> 789,633,667	<sub>2</sub> 733,156,863
（分配準備積立金）	102,784,637	98,727,444
元本等合計	4,026,004,050	5,056,165,246
純資産合計	4,026,004,050	5,056,165,246
負債純資産合計	4,082,269,323	5,112,963,977

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成23年7月22日 至 平成24年1月4日		自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日	
営業収益				
受取配当金	242,746,151		354,407,843	
受取利息	31,630		26,575	
有価証券売買等損益	762,643,414		91,801,728	
営業収益合計	519,865,633		446,236,146	
営業費用				
受託者報酬	540,422		800,533	
委託者報酬	18,916,121		28,019,907	
その他費用	135,036		200,047	
営業費用合計	19,591,579		29,020,487	
営業利益又は営業損失（ ）	539,457,212		417,215,659	
経常利益又は経常損失（ ）	539,457,212		417,215,659	
当期純利益又は当期純損失（ ）	539,457,212		417,215,659	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,455,800		2,282,349	
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-		789,633,667	
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,044,519		107,823,226	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,044,519		107,823,226	
剰余金減少額又は欠損金増加額	136,069,348		154,161,159	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	136,069,348		154,161,159	
分配金	1	126,607,426	1	312,118,573
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		789,633,667		733,156,863

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日  平成24年1月3日が休日のため、前特定期間末日を平成24年1月4日としております。このため、当特定期間は181日となっております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成24年1月4日現在	当期 平成24年7月3日現在
1. 1期首元本額	3,213,906,783円	4,815,637,717円
期中追加設定元本額	1,712,058,472円	2,448,758,555円
期中一部解約元本額	110,327,538円	1,475,074,163円
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,815,637,717口	5,789,322,109口
3. 2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は789,633,667円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は733,156,863円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成23年7月22日 至 平成24年1月4日	当期 自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
----	-----------------------------------	----------------------------------

## 1 分配金の計算過程

（自平成23年7月22日 至平成23年8月3日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は0円であるため、分配を行っておりません。

（自平成23年8月4日 至平成23年9月5日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は0円であるため、分配を行っておりません。

（自平成23年9月6日 至平成23年10月3日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（92,073,540円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,571,529円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は93,645,069円（1万口当たり217.34円）であり、分配を行っておりません。

（自平成24年1月5日 至平成24年2月3日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（50,875,883円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（21,992,478円）及び分配準備積立金（102,429,452円）より分配対象額は175,297,813円（1万口当たり354.43円）であり、うち44,512,782円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

（自平成24年2月4日 至平成24年3月5日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（54,671,334円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（60,136,027円）及び分配準備積立金（104,706,593円）より分配対象額は219,513,954円（1万口当たり367.82円）であり、うち53,711,078円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

（自平成24年3月6日 至平成24年4月3日）  
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（57,069,791円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（78,077,368円）及び分配準備積立金（99,610,325円）より分配対象額は234,757,484円（1万口当たり371.03円）であり、うち56,945,012円（1万口当たり90円）を分配金額としております。

<p>（自平成23年10月4日 至平成23年11月4日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（46,896,850円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,123,531円）及び分配準備積立金（91,355,245円）より分配対象額は147,375,626円（1万口当たり324.90円）であり、うち40,823,752円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成24年4月4日 至平成24年5月7日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（57,382,386円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（75,657,553円）及び分配準備積立金（89,510,352円）より分配対象額は222,550,291円（1万口当たり381.22円）であり、うち52,540,643円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成23年11月5日 至平成23年12月5日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（46,577,906円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（14,336,317円）及び分配準備積立金（97,259,387円）より分配対象額は158,173,610円（1万口当たり335.41円）であり、うち42,442,935円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成24年5月8日 至平成24年6月4日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（56,270,940円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（76,975,896円）及び分配準備積立金（92,373,056円）より分配対象額は225,619,892円（1万口当たり388.22円）であり、うち52,305,160円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p>
<p>（自平成23年12月6日 至平成24年1月4日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（45,216,949円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（17,840,746円）及び分配準備積立金（100,908,427円）より分配対象額は163,966,122円（1万口当たり340.49円）であり、うち43,340,739円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成24年6月5日 至平成24年7月3日）          計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（56,371,376円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（78,243,590円）及び分配準備積立金（94,459,966円）より分配対象額は229,074,932円（1万口当たり395.69円）であり、うち52,103,898円（1万口当たり90円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	当期
	自 平成24年1月5日 至 平成24年7月3日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期
	平成24年7月3日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	99,466,031	172,454,519
親投資信託受益証券	0	0
合計	99,466,031	172,454,519

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
平成24年1月4日現在	平成24年7月3日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

当 期  
自 平成24年1月5日  
至 平成24年7月3日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成24年1月4日現在	当 期 平成24年7月3日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8360円 (8,360円)	0.8734円 (8,734円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ASIA HY BOND FUND ACC	59,278,252.570	5,011,561,307	
投資信託受益証券 合計			5,011,561,307	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	998	1,001	
親投資信託受益証券 合計			1,001	
合計			5,011,562,308	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンド及び同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド アジア通貨・クラス」の状況

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

## 2 【ファンドの現況】

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）

## 【純資産額計算書】

平成24年7月31日

資産総額	2,769,082,784円
負債総額	31,442,664円
純資産総額（ - ）	2,737,640,120円
発行済数量	2,788,083,286口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9819円

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

平成24年7月31日

資産総額	40,603,430円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	40,603,430円
発行済数量	40,450,869口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0038円

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）

## 純資産額計算書

平成24年7月31日

資産総額	46,142,076,460円
負債総額	357,304,717円
純資産総額（ - ）	45,784,771,743円
発行済数量	62,278,982,159口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.7352円

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）」の記載と同じ。

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）

## 純資産額計算書

平成24年7月31日

資産総額	4,827,425,291円
負債総額	46,886,721円
純資産総額( - )	4,780,538,570円
発行済数量	5,471,126,629口
1単位当たり純資産額( / )	0.8738円

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

前記「ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド(通貨選択型)日本円・コース(毎月分配型)」の記載と同じ。

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成24年7月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成24年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	4	11,395
追加型株式投資信託	414	6,826,809
株式投資信託 合計	418	6,838,203
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,373,570
公社債投資信託 合計	17	2,373,570
総合計	435	9,211,774

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,820,358	3,745,233
有価証券	18,987,155	19,655,070
前払金	579	314
前払費用	24,840	90,562
未収入金	6,925	11,931
未収委託者報酬	6,933,076	6,516,540
未収収益	41,963	55,102
貯蔵品	23,337	11,888
繰延税金資産	286,080	630,508
その他	501,484	190,450
流動資産計	28,625,803	30,907,602
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	967,190	1,003,450
器具備品（純額）	332,407	513,162
建設仮勘定	634,782	484,571
	-	5,715
無形固定資産	2,414,530	2,870,849
ソフトウェア	1,364,617	2,173,517
ソフトウェア仮勘定	1,037,069	684,878
電話加入権	11,850	11,850
商標権	396	132
その他	596	471
投資その他の資産	18,825,476	16,375,520
投資有価証券	12,339,547	10,034,136
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	142,215	136,315
従業員に対する長期貸付金	99,889	112,674
差入保証金	609,781	542,920

長期前払費用		7,607		8,478
投資不動産(純額)	1	490,114	1	409,876
貸倒引当金		4,750		9,950
固定資産計		22,207,196		20,249,820
資産合計		50,833,000		51,157,423

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	46,454	55,551
未払金	6,501,119	7,194,946
未払収益分配金	27,599	17,954
未払償還金	119,838	88,334
未払手数料	3,725,807	3,386,380
その他未払金	2,627,872	3,702,277
未払費用	2,395,029	3,313,011
未払法人税等	895,379	963,539
未払消費税等	383,973	229,365
賞与引当金	263,000	307,000
本社移転関連費用引当金	-	346,425
資産除去債務	-	292,000
その他	-	87,535
流動負債計	10,484,955	12,789,375
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	1,410,635	1,670,344
役員退職慰労引当金	59,160	68,068
繰延税金負債	1,977,913	1,782,558
固定負債計	3,447,708	3,520,970
負債合計	13,932,663	16,310,345
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計	10,248,473	8,089,414
株主資本合計	36,918,473	34,759,414
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	104,040	33,879
繰延ヘッジ損益	85,902	53,783
評価・換算差額等合計	18,137	87,663

純資産合計	36,900,336	34,847,077
負債・純資産合計	50,833,000	51,157,423

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,303,483	72,931,048
その他営業収益	345,390	401,212
営業収益計	72,648,873	73,332,260
営業費用		
支払手数料	41,437,322	41,050,089
広告宣伝費	967,991	709,853
公告費	1,256	699
受益証券発行費	3	74
調査費	6,192,360	7,993,144
調査費	831,159	878,635
委託調査費	5,361,200	7,114,509
委託計算費	718,414	733,156
営業雑経費	1,806,147	1,651,996
通信費	287,454	205,421
印刷費	674,758	472,511
協会費	47,465	52,117
諸会費	10,778	11,971
その他営業雑経費	785,691	909,973
営業費用計	51,123,496	52,139,015
一般管理費		
給料	4,192,794	4,452,711
役員報酬	157,200	209,630
給料・手当	3,545,655	3,646,155
賞与	226,939	289,926
賞与引当金繰入額	263,000	307,000
福利厚生費	619,459	728,342
交際費	68,476	71,356
寄付金	638	591
旅費交通費	266,082	215,939
租税公課	169,305	171,533
不動産賃借料	680,147	727,939
退職給付費用	334,864	422,030
役員退職慰労引当金繰入額	28,500	27,988
固定資産減価償却費	897,352	1,107,222
諸経費	1,170,318	1,077,041
一般管理費計	8,427,939	9,002,696
営業利益	13,097,437	12,190,548

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	573,514		74,753
有価証券利息		23,029		13,537
受取利息		2,673		2,771
時効成立分配金・償還金		149,120		42,189
投資有価証券売却益		38,591		117,695
有価証券償還益		3,185		68,106
その他		41,908		54,685
営業外収益計		832,022		373,739
営業外費用				
投資有価証券売却損		7,515		95,389
有価証券償還損		277		67,873
その他		180,501		67,829
営業外費用計		188,294		231,091
経常利益		13,741,165		12,333,196
特別利益				
貸倒引当金戻入額		614,232		-
特別利益計		614,232		-
特別損失				
固定資産除却損	2	1,067	2	4,871
減損損失	3	35,468	3	76,217
有価証券評価損		-		211,376
本社移転関連費用		-		346,425
その他		22,059		19,547
特別損失計		58,595		658,438
税引前当期純利益		14,296,802		11,674,757
法人税、住民税及び事業税		4,834,931		5,254,642
法人税等調整額		256,140		602,832
法人税等合計		5,091,072		4,651,809
当期純利益		9,205,730		7,022,948

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	2,800,000	-
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
当期変動額合計	2,800,000	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,085,103	9,874,176
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	789,072	2,159,059
当期末残高	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計		
当期首残高	12,259,401	10,248,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008

当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	10,248,473	8,089,414

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	38,929,401	36,918,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	36,918,473	34,759,414
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	18,061	104,040
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	85,978	137,920
当期変動額合計	85,978	137,920
当期末残高	104,040	33,879
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	55,712	85,902
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	141,615	32,119
当期変動額合計	141,615	32,119
当期末残高	85,902	53,783
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	73,774	18,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,636	105,800
当期変動額合計	55,636	105,800
当期末残高	18,137	87,663
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	38,855,627	36,900,336
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55,636	105,800
当期変動額合計	1,955,290	2,053,258
当期末残高	36,900,336	34,847,077

重要な会計方針

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

## 3．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

## (リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～47年
器具備品	3～20年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## (3) 長期前払費用

定額法によっております。

## 4．引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に依りて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### （４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### （５）本社移転関連費用引当金

本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

### ５．ヘッジ会計の方法

#### （１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。

#### （２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

#### （３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

#### （４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

### ６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### （１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

#### （２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 表示方法の変更

#### （損益計算書）

#### １．前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券償還益」は重要性が増し

たため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた45,094千円は、「有価証券償還益」3,185千円、「その他」41,908千円として組替えております。

2. 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「有価証券償還損」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。また、前事業年度において区分掲記していた「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」、「貯蔵品廃棄損」及び「投資不動産管理費用」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」に表示していた98,613千円、「貯蔵品廃棄損」に表示していた25,533千円、「投資不動産管理費用」に表示していた20,028千円、及び「その他」に表示していた36,603千円は、「有価証券償還損」277千円、「その他」180,501千円として組替えております。

3. 前事業年度において区分掲記していた「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」に表示していた21,290千円は、「その他」として組替えております。

## 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

### 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
建物	854,118千円	986,089千円
器具備品	2,129,756千円	2,234,738千円
投資建物	700,991千円	712,587千円
投資器具備品	28,141千円	22,398千円

### 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
未払金	2,591,913千円	3,577,654千円

### 3 保証債務

前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

#### 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
受取配当金	460,584千円	-

#### 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
器具備品	1,067千円	4,812千円
投資不動産	-	59千円
計	1,067千円	4,871千円

#### 3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市  
用途 賃貸等不動産（浦安寮）  
種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円です。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により

評価しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市  
用途 賃貸等不動産（浦安寮）  
種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピ  
ングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の  
兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失  
（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円で  
あります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により  
評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2．配当に関する事項

### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

### （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提  
案しております。

剰余金の配当の総額 9,182百万円  
配当の原資 利益剰余金  
1株当たり配当額 3,520円  
基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月27日

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 7,022百万円  
 配当の原資 利益剰余金  
 1株当たり配当額 2,692円  
 基準日 平成24年3月31日  
 効力発生日 平成24年6月26日

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されて

おります。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### 市場リスクの管理

##### （ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

##### （ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止し、中止時点までのヘッジ手段に係る損益は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べております。

##### （ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

#### 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（<注2>参照のこと）。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	-
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	30,154,565	30,154,565	-
資産計	38,908,001	38,908,001	-
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	-
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	-
(3) 未払費用(*1)	1,951,710	1,951,710	-
負債計	8,305,391	8,305,391	-
デリバティブ取引(*2)	183,430	183,430	-

(\*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

当事業年度(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
(3) 未払費用(*1)	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引(*2)	(87,535)	(87,535)	-

(\*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

### (1) 現金・預金、及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
(1) その他有価証券 非上場株式	1,172,137	1,163,689
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	609,781	542,920

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

当事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

## （有価証券関係）

## 1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2．その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	54,283	55,101	818
（2）その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	612,906
小計	25,332,266	25,945,990	613,724
合計	30,154,565	30,329,983	175,417

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（1）株式	49,871	55,101	5,230

(2) その他 証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

### 4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っておりません。

(デリバティブ取引関係)

#### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		

市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
合計		1,669,315	-	87,535	87,535

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理 方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	-	183,430
合計			2,435,030	-	183,430

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
退職給付債務	1,410,635千円	1,670,344千円
退職給付引当金	1,410,635千円	1,670,344千円

### 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
勤務費用	191,300千円	261,341千円
その他	143,564千円	160,689千円
退職給付費用	334,864千円	422,030千円

（注）「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年3月31日 現在）	当事業年度（平成24年3月31日 現在）
繰延税金資産		
減損損失	928,499	838,826
退職給付引当金	573,987	599,247
連結法人間取引（譲渡損）	294,850	258,256
未払事業税	212,062	212,753
投資有価証券評価損	216,468	191,138
本社移転関連費用引当金	-	131,676
賞与引当金	107,014	116,690
出資金評価損	128,238	114,425
資産除去債務	-	110,989
有価証券評価損	-	80,344
器具備品	38,093	33,365
その他有価証券評価差額金	125,395	27,099
役員退職慰労引当金	24,072	25,804
未払社会保険料	11,722	14,071
その他	28,763	27,487
繰延税金資産小計	2,689,169	2,782,177
評価性引当額	1,547,609	1,379,241
繰延税金資産合計	1,141,560	1,402,935
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,772,301	2,428,233
建物（資産除去債務）	-	76,837
繰延ヘッジ損益	58,934	29,783
その他有価証券評価差額金	-	18,241
その他	2,156	1,888
繰延税金負債合計	2,833,392	2,554,985
繰延税金負債の純額	1,691,832	1,152,049

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
法定実効税率	40.69	-
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.25	-
住民税均等割	0.02	-
評価性引当額	4.14	-

その他	0.07	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60	-

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が211,604千円減少し、法人税等調整額が205,949千円減少しております。

### （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

#### 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を1年1ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

#### 3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
期首残高	-	-
見積りの変更に伴う増加額	-	292,000
期末残高	-	292,000

#### 4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、平成24年度中に予定している本社移転計画により、合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

### （セグメント情報等）

[ セグメント情報 ]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[ 関連情報 ]

1．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

[ 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 ]

該当事項はありません。

[ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	-	-
子会社	Daiwa Asset Management (India) Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有) 直接 91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	-	-

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。
- (2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケッツ㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	-	-

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623
-------------	---------	--------	-------	---------	---	-----------	-----------	-----------	------	---------

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(3) 大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年4月1日をもって合併いたしました。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円	1株当たり純資産額 13,358.92円 1株当たり当期純利益 2,692.30円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期純利益(千円)	9,205,730	7,022,948
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

当社及び株式会社大和証券グループ本社(以下、総称して「大和証券グループ」)は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited(以下、「SAMI」)及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited(以下、「STC」)の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited(以下、「DAMI」)及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited(以下、「DTC」)として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年1月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

(単位：千円)

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額(注) 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

(注) 取得付随費用を算入した後の金額になります。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

## 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 （平成24年4月 1日現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	（注）

（注）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

## 3 【資本関係】

該当事項はありません。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3 【その他】

#### (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
  - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨  
使用開始日を記載することがあります。
  - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
    - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
  - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- 図案を採用することがあります。
- ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年8月3日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）の平成24年1月5日から平成24年7月3日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）の平成24年7月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- （注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年8月3日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）の平成24年1月5日から平成24年7月3日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月分配型）の平成24年7月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- （注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年8月3日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 茂 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久野 佳樹 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）の平成24年1月5日から平成24年7月3日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）アジア通貨・コース（毎月分配型）の平成24年7月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公高 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内田 和男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。